

令和 5 年

第 4 回定例輪之内町議会会議録

令和 5 年 12 月 4 日 開会
令和 5 年 12 月 15 日 閉会

輪之内町議会

第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第53号(提案説明・質疑・委員会付託)	6
議第54号(提案説明・質疑・委員会付託)	1 2
議第55号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 3
議第56号(提案説明・質疑・委員会付託)	1 5
議第57号(提案説明・質疑・討論・採決)	1 8
議第58号(提案説明・質疑・討論・採決)	2 4
議第59号(提案説明・質疑・討論・採決)	2 6
議第60号(提案説明・質疑・討論・採決)	2 8
議第61号(提案説明・質疑・討論・採決)	3 1
議第62号(提案説明・質疑・討論・採決)	3 4
議第63号(提案説明・質疑・討論・採決)	3 6
散会	4 0

12月14日

議事日程	4 1
本日の会議に付した事件	4 1
出席議員	4 1
欠席議員	4 1
説明のため出席した者	4 1
職務のため出席した事務局職員	4 1

開議	4 2
一般質問	4 2
1 番 田中 実議員	4 2
6 番 上野賢二議員	5 3
5 番 浅野 進議員	6 1
3 番 林 日出雄議員	6 3
2 番 大橋慶裕議員	6 5
9 番 田中政治議員	6 8
散会	7 4

12月15日

議事日程	7 5
本日の会議に付した事件	7 5
出席議員	7 5
欠席議員	7 5
説明のため出席した者	7 5
職務のため出席した事務局職員	7 6
開議	7 7
諸般の報告	7 7
議案上程	7 7
町長提案説明	7 7
議第53号、議第54号及び議第56号（委員長報告・質疑・討論・採決）	7 8
議第64号（提案説明・質疑・討論・採決）	8 4
閉会	9 3
会議録署名議員	9 4

令和5年12月4日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

令和5年12月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）
日程第7 議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10 議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議第58号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第59号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第13 議第60号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第14 議第61号 輪之内町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第15 議第62号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第16 議第63号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強
9番	田 中 政 治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総務課長兼 危機管理課長	荒 川 浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田 内 満 昭
教 育 課 長	野 村 みどり	福 祉 課 長	伊 藤 早 苗
経営戦略課長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
土地改良課長	松 岡 博 樹	産 業 課 長	松 井 和 明
住 民 課 長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中 島 広 美	議会事務局	西 脇 愛 美
--------	---------	-------	---------

(午前9時00分 開会)

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

令和5年第4回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。全員出席でありますので、令和5年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって議長において、1番 田中実君、5番 浅野進君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は、本日から12月15日までの12日間と決定いたしました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から令和5年度9月分及び10月分に関する出納検査結果報告、並びに第199条第9項の規定により、令和5年度定期監査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

早いもので、今年も師走に入ってまいりました。日ごとに寒さも厳しくなってきましたので、どうか議員の皆様方には時節柄、御自愛をいただきたいと存じます。

さて、新型コロナウイルスの感染が収まり、各種諸行事も3年ぶり、4年ぶりに復活しにぎわいが戻りつつあります。改めて、地域の人々が各種行事を通じてその絆を深めることの大切さを痛感しているところでございます。

一方で、インフルエンザの流行は予断を許さない状況にございます。これから人の集まる機会の多い年末年始を迎えます。一度感染が広がりますと、会いたい人にも会えない状況が出てまいります。議員各位並びに町民の皆様方には、引き続き感染防止対策を徹底していただき、笑顔で年末年始を迎えられるよう御協力をお願いしたいと存じます。

町政に目を向けますと、令和5年も様々なことがございました。

今年は選挙の年でありました。私ごとで恐縮ではございますが、町長選挙において「未来につなげる」をスローガンに、多くの皆様の御支援をいただき、町長の重責を担わせていただくことになりました。今でも身の引き締まる思いでございます。

就任直後の議会でも私の所信を表明させていただきましたが、そのときに申し上げた、デジタル化の推進、少子化への対応、安定した財政運営、環境問題、安全・安心な日常の確保、健康・福祉の充実、これら果敢に今後も進めてまいります。

町の話題としましては、町内在住の近藤薫さんが水泳でパラアスリート・オブ・ザ・イヤー部門において文部科学大臣賞の最優秀賞を受賞、また宇野佑真さんがウェイクボード・ウェイクサーフィン全日本選手権大会において優勝に輝き文部科学大臣賞を受賞されるなど、若い力が世界に羽ばたく活躍を見せてくれたことは私どもにも大きな勇気となりました。

また、第72回岐阜県消防操法大会において、輪之内町消防団第1分団が日頃の訓練成果を発揮し4位に入賞するなど、防火防災の要としての役割を発揮していただいたところでございます。

今年度も残り4か月となりましたが、町政の歩みを止めることなく挑戦し続けたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明を申し上げます。

提出議案の内訳は、補正予算 2 件、条例関係 7 件、その他 2 件の合計11件でございます。

まず議第53号 令和 5 年度輪之内町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、詳細は担当課長から説明をさせますが、私から主なものを説明いたします。

補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算に6,306万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億5,495万5,000円とするものでございます。

その内容における主なものとして3つ、1つは、通学路防犯カメラ設置補助金の創設、2つ目は、社会福祉施設等物価高騰対策補助金の創設、3つ目は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給でございます。

続いて、議第54号 令和 5 年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算に153万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億7,655万1,000円とするものでございます。

内容としましては、出産する被保険者の産前産後期間の保険料減額措置に伴うシステム改修分を計上しております。

続いて、条例改正関係でございます。

議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和 5 年人事院勧告に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、教育長の給料月額を増額する改正と、令和 5 年人事院勧告に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、適用給料表の改正と、令和 5 年人事院勧告に伴い所要の改定を行うものでございます。

次に、議第58号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、正規職員の給料表改正に伴い会計年度任用職員の給料表を改正するとともに、会計年度任用職員の期末手当月数について改正するものでございます。

次に、議第59号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部改正に伴い、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険加入者の産前産後の一定期間の国民健康保険税を減額するものでございます。

次に、議第60号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、病気を早期に発見、早期に治療し医療費の抑制につなげるため精密検査、人間ドックのことでございますが、精密検査の補助額の引上げを行うものでございます。

次に、議第61号 輪之内町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年4月より下水道事業を地方公営企業法の適用とするため、関連条例を整備するものでございます。

最後に、その他関係で、議第62号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び議第63号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定につきましては、過日実施しました選定委員会で選任された予定候補者について承認をいただくものでございます。

議案の説明につきましては以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○経営戦略課長（菱田靖雄君）

それでは、議第53号について御説明させていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）。令和5年度輪之内町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,306万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,495万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

次の2ページと3ページは、今回の補正予算額を款項の区分で集計した第1表 歳入歳出予算補正でございます。

一般会計補正予算（第5号）の詳細につきましては、別冊の事項別明細書により御説明をさせていただきますけれども、補正予算（第5号）の主な内容は、先ほどの町長の提案説明のとおり3点でございます。

それでは、事項別明細書の7ページを御覧ください。

歳出予算から、予算科目の順に御説明をさせていただきます。

目2. 人事管理費の64万円は、職員の中途採用、経験者採用に伴う児童手当対象児童の増を理由とする追加でございます。

次の目3. 広報費の9万9,000円は、広報掲示板を修繕しようとするものです。場所は、

福東南部地内の掲示板1か所です。

目8. 生活安全対策費の715万円のうち、節14. 工事請負費の80万円は、交通安全施設の新設要望の増を理由とする不足見込額を追加するものでございます。生活安全対策費のうち、節14. 工事請負費の80万円を除いたものは、主な内容の1つ目、通学路に防犯カメラを設置する費用に対する補助金と、それに関連する諸経費を計上したものでございます。小学生の登下校時の安全確保を目的として、カメラの設置費用を助成しようというものでございます。

目12. 電子計算費の35万円のうち、節13. 使用料及び賃借料の14万1,000円は、3こども園にそれぞれ2台ずつ、合計6台のパソコンを追加するものです。職場環境の改善の一つとして追加配置をするものでございます。

前後いたしますけれども、節12. 委託料の20万9,000円は、今回のパソコンの導入に当たりましてWindows11を搭載したパソコンを導入することになりますので、これを機に庁舎ネットワークについてWindows11対応の設定を行おうとするものでございます。

目16. 公共交通対策費の40万円は、高校生バス定期券購入支援補助金の申請件数の増を理由とする追加でございます。

8ページをお願いします。

目1. 戸籍住民基本台帳費の594万円は、戸籍氏名の読み仮名、振り仮名の法制化に対応するため、コンビニ交付システムと住民基本台帳システムについて所要のプログラム改修を行うものでございます。

9ページをお願いします。

目1. 社会福祉総務費の3,846万1,000円は、主な内容の2つ目と3つ目の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金と社会福祉施設等物価高騰対策補助金を支給するものでございます。

まず社会福祉施設等物価高騰対策補助金は、町内の障がい福祉サービス事業所や介護サービス事業所などを対象に、電力・ガスの価格高騰に対する支援策として助成をするものでございます。対象は31事業所でございます。

予算といたしましては、節10. 需用費の消耗品費1万7,000円のうち1万2,000円、節11. 役務費の通信運搬費13万2,000円のうち6,000円、節18. 負担金、補助及び交付金の文字どおりの補助金214万円、以上、社会福祉施設等物価高騰対策補助金の総事業費は215万8,000円でございます。

社会福祉総務費のうち、先ほどの215万8,000円を除いたものが電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の事業費ということになります。事業費は3,630万3,000円でございます。この給付金は、令和5年11月2日に閣議決定されましたデフレ脱却のための総合経済対策に掲げられたものの一つで、低所得者への支援として7万円を追加支給するものでございます。対象は500世帯です。

次の目2. 障がい者福祉費の532万8,000円のうち、節12. 委託料の33万円は、障がい福祉サービス等の報酬、これが令和6年度から改正されますので、それに対応するため障がい者自立支援給付支払等システムのプログラム改修を行うものでございます。

節19. 扶助費の499万8,000円は、障害者自立支援給付費と補装具費の不足見込額を追加するものでございます。サービス利用者の増を理由とするものでございます。

目6. 国民健康保険費の5万円は、国保会計の歳入の産前産後期間保険税繰入金と同額を計上したものでございます。

10ページをお願いします。

目1. 保健衛生総務費の29万9,000円は、役場庁舎の玄関ロビーに配置をしておりました全自動血圧計が故障いたしましたので、それを更新するものでございます。

次の目3. 環境衛生費は財源更正でございます。

11ページをお願いします。

目1. 農業委員会費の91万3,000円は、農業経営基盤強化促進法の一部改正により、令和6年度末までに地域計画を策定することが法定化されました。この計画では、目標地図の作成が要請されておりますので、それに対応するため農地情報システムのプログラム改修を行うものでございます。

次の目4. 耕種農業費の節18. 負担金、補助及び交付金の経営継承・発展等支援事業補助金と、元気な農業産地構造改革支援事業補助金は、どちらも営農組合やその他農業者などが購入をする農機具の導入支援をするものでございます。

12ページをお願いします。

目2. 商工振興費は財源更正でございます。

続いて、歳入の御説明をいたしますので、戻りますが、4ページをお願いします。

まず上の枠になりますが、目1. 民生費国庫負担金の252万4,000円のうち、障害者自立支援給付費負担金の249万9,000円は、障害者自立支援給付費と補装具費について、その下の産前産後期間保険税負担金の2万5,000円は、国民健康保険税の産前産後期間の減額分について、それぞれ国から2分の1の負担金を受け入れるものでございます。

次に、下の枠の目1. 総務費国庫補助金の594万円は、戸籍氏名の読み仮名の法制化に伴うプログラム改修費について、国から10分の10の補助金を受け入れるものでございます。

次の目2. 民生費国庫補助金の14万8,000円は、障がい者自立支援給付支払等システムのプログラム改修費について、国から45%の補助金を受け入れるものでございます。

目7. 農林水産業費国庫補助金の50万円は、経営継承・発展等支援事業補助金について、国から2分の1の補助金を受け入れるものでございます。

5ページをお願いします。

まず上の枠の目2. 民生費県負担金の126万1,000円は、民生費国庫負担金に同一名称の

予算科目がございましたが、これらの内容としては同じものを対象にそれぞれ県から4分の1の負担金を受け入れるものでございます。

下の枠の目3. 衛生費県補助金の141万2,000円は、今年度、住民課が策定中の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定費用について県から補助金を受け入れるものでございます。

次に、目4. 農林水産業費県補助金の202万5,000円は、元気な農業産地構造改革支援事業補助金について、県から4分の1の補助金を受け入れるものでございます。

6ページをお願いします。

目5. 雑入の564万6,000円は、これにつきましても地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定費用について、一般社団法人地域循環共生社会連携協会から3分の2の補助金を受け入れるものでございます。

最後、戻りますが、3ページをお願いします。

款10. 地方交付税の4,360万4,000円は、歳入予算を調整するため計上したものでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

この補正予算は委員会付託されるということで、それは承知しておりますので、1点だけお聞きしたいと思います。

この補正予算の後、2件続いた後、条例改正が続きます。55号で議員と56号で特別職、57号で一般職の方の期末手当、給与等の増額改正が予定されておると思います。これは即日公布の予定もあると思うんですが、通常、お金が関係する条例改正をするときは、先に予算の議案を計上して審議した後、条例を審議するわけでありまして、つまり財源が確保された条例を審議するわけでありまして、

今回、期末手当等の条例がありますので、当然これはその分を増額の補正予算をしないと、後に続く条例は財源を確認できずに条例審査するというところでございますので、なぜ今回給与等条例の財源を補正しなかったかということをお聞きしたいと思います。中には、条例の説明の際に質問すればいいという方も、意見もあるかと思いますが、先に審議された議案を、後からあれはどうやということやはり議会の運営上、ルールとして少しおかしいので今回質問させていただきました。なぜ増額が見込まれる条例を改

正して補正予算に上げなかったかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

田中実議員から、この後出てくる手当の増額に伴う補正予算はどうかというお話でございます。

田中議員がおっしゃる道理としてはそのとおりでございます。ただ、補正予算としては、ちょっと手元に当初予算の積算資料が持ち合わせておりませんのであれなんです、当初予算はそういった手当についても若干余裕を持ってということ、増額補正があるだろうという見込みの範囲内で多少、きつきつじゃなしにそういった予算も計上させていただいておるといふふうに考えておりますので、今回支払うにしても資金ショートするということはないといふふうに見込んでおります。

ただ、これ手元に詳細な資料がございませんので、また委員会のほうで、おっしゃったことは詳細に説明させていただきたいと思います。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

当初予算で余裕があるから、補正予算は要らないんだと。委員会で説明するということです。

この補正予算をいただいたときと、それから条例をいただいて、私も当初予算を自分なりに積算しました。ある項目について見ますと、本給掛ける人数掛ける傾斜配分を掛けたら、ばっちし当初予算どおりしか組んでいない予算項目がありまして、増額補正をしないとできない項目を確認しましたので、今の答弁はちょっと正確さに欠けると思いますので、ということは流用か何かしてやるということを想定してみえますんではないかね。

一般的な話ですと分からないと思いますので、55号でいくと、これは私どもに関係する議員報酬ですけれども、965万5,000円というのは議員の数を掛けて4.4か月掛けて、傾斜配分の1.15を掛けるとばっちしなんです。今回の増額分を支払うことができないと私は思うんですけど、その辺はどのように考えてみえるか、お願いします。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

先ほどの御指摘でございますが、積算内容を確認させていただきますが、議員がそうおっしゃるのであればそうだろうというふうに思います。

手段としては、議員は附則で内払いというのがありますが、そうした場合は今までも流用で対応してまいりましたので、そういった手段をもって対応したいというふうに考えております。

ただ、田中議員がずっと従来おっしゃってみえるように、議会に議案を上げるときにあらかじめ分かっているんならば、議会でその審議を経るために補正予算を上げるべきだということは重々承知しておりますが、今回はそういった流用という形で対応させていただきたい。各項目において、足りない部分については流用という対応でいきたいというふうに考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

1 番 田中実君。

○1 番（田中 実君）

決算特別委員会のときにもお話ししましたが、流用というのはできれば避けてほしいなあと。というのは、やっぱりお金のことは議会と相談していただきたいと。どんどん流用でお金が抜けていくというのは、やはり私どもも責任がありますし、それに時間的には余裕もあると思うんです。

本日、条例は本日採決でおしまいのやつもありますが、56号なんかは委員会付託にこの後なると思うんですね。そうすると、委員会付託されるということは、法的根拠が12月15日まで裏づけがなくなるので、その条例は補正予算とともに採決されるわけですから時間的余裕があると思います。流用は、会計処理上、補正予算を審議しておるときにはあまりやるのはよろしくないということですので、恐らく流用も12月15日過ぎになると思うので時間的余裕があるのではないかなと。

何で私こんな質問させていただいたかということ、今回は議員と特別職と職員と、会計年度職員は来年の4月からなんです、賃金とか給与に関することでありまして、町民の皆さんの関心が非常に高いと。正々堂々と補正予算を組んでいただいて、町民の皆さんに情報公開をするのがやはり筋じゃないかなあと。こそこそとやると、町民の皆さんは何か町と議会と話合いの下にうまくやったというふうに誤解されるのが私は心外ですので、やはり人事院勧告に基づいて、法律に基づいて補正予算をして関係者の給与等を上げるという筋を取っていただきましたから言うだけで、表現は適切かどうか分かりませんが、お手盛りをやったという批判だけは避けたいからという思いで質問をさせていただきました。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第53号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算(第5号)については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長(小寺 強君)

日程第7、議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩田好弘君。

○住民課長(岩田好弘君)

それでは、議第54号について御説明申し上げます。

議案書の4ページを御覧ください。

議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。令和5年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,655万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和5年12月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

5ページ、6ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の部、6ページを御覧ください。

款1.総務費、項2.徴税費、目1.賦課徴収費、補正後の153万5,000円につきましては、出産する被保険者の産前産後期間4か月間の保険税減額措置制度の開始に伴う国民健康保険システム改修委託料を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

3ページを御覧ください。

款1.国民健康保険税、項1.国民健康保険税、目1.一般被保険者国民健康保険税の5万円の減額につきましては、療養給付費分現年課税分及び後期高齢者支援金分現年課税分

の出産する被保険者に係る産前産後期間4か月間の減額に伴う減額補正でございます。

次に、4ページを御覧ください。

款3. 県支出金、項1. 県補助金、目2. 保険給付費等交付金の153万5,000円の増額につきましては、先ほど歳出で計上いたしました国民健康保険システム改修委託料が特別調整交付金の対象となりますので、同額を増額補正するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

款5. 繰入金、項1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金の5万円の増額につきましては、今回の国民健康保険税の減額分は一般会計からの繰入れ対象分となるため、一般会計繰入金を増額補正するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第54号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第8、議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第55号について説明いたします。

議案集、7ページをお願いいたします。

議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に關す

る条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、令和5年の人事院勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容としては、2条立てで、第1条では5年度分を、第2条では6年度分の期末手当支給割合を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条関係では、第5条第2項の支給割合について、現行の6月、12月、100分の220、2回分を改正案として、6月は変わらず100分の220、12月分を100分の230に改正し、都合4.4月分を4.5月分に0.1月分増としようとするものでございます。

続いて、2ページをお願いいたします。

第2条関係では、第5条第2項の支給割合について、現行の6月、100分の220、12月、100分の230、合わせて4.5月を改正案として、6月、12月それぞれ100分の225に改正し、同じく4.5か月分としようとするものでございます。

議案集の8ページをお願いいたします。

先ほどの内容の改め文でございます。

附則として、第1条では、施行期日を規定しております。施行期日は、公布の日からとしておりますが、第2条関係については、令和6年4月1日から施行することとしております。また、第2項では遡及規定を適用しております。

続いて、第2条では内払いとして、具体的には12月8日付で4.4か月分支払いまして、12月27日に0.1か月分を差額として支払う予定をいたしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第55号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第9、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長(荒川 浩君)

それでは、議第56号について説明させていただきます。

議案集、9ページをお願いいたします。

議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、教育長の給料月額増額改正と、議員報酬と同じく令和5年の人事院勧告に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第1条関係では、第5条第2項の支給割合について、現行の6月、12月、100分の220、2回分を改正案として、6月は変わらず100分の220、12月分を100分の230に改正し、都合4.4月分を4.5月分に0.1月分増としようとするものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

第2条関係では、第5条第2項の支給割合について、現行の6月、100分の220、12月、100分の230、合わせて4.5月を改正案として、6月、12月それぞれ100分の225に改正し、同じく4.5月分としようとするものでございます。

続いて、別表(第3条関係)でございますが、冒頭に申し上げました教育長の給料月額について、現行の「28万円」を「52万円」に増額改正しようとするものでございます。

これに至った背景といたしましては、令和5年8月28日、町長から、輪之内町特別職報酬等審議会へ特別職の給料月額、議会議員さんの報酬月額について、諮問をいたしま

した。そして、去る11月9日、輪之内町報酬等審議会会長より答申をいただきました。その答申内容については、町長、副町長の給料月額、議員月額については据置き、教育長の給料月額については、現行の28万から53万円に引上げが適当との答申を受けました。

その答申内容を尊重しつつ、町執行部で協議の結果、給料月額52万円が適当と判断し、今回52万円で上程したものでございます。

答申の内容の一端を説明いたしますと、教育長の給料月額においては答申は53万円でありましたが、算出根拠が他町との比較にとどまっておりました。確かに、他町との比較でも県内でも著しく低額であります。そこで、算出根拠として、町長と教育長の給料月額の比率を算出いたしましたところ、県内の町村の平均値は74%でありました。当町に当てはめてみますと、70万に74%を掛けると51万8,000円であったことから、52万円が適当な給料月額と判断しました。

また、御案内のとおり、教育長は常勤の特別職で、その稼働日数を見ると、町長の稼働日数は305日となっております。これは令和4年2月に発出されました「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」という全国町村議長会編に示すモデル日数でございますが、この305日というのは。これに対して、当町教育長の稼働日数の実績値は昨年度で251日、その中でも5時15分以降の正職員という時間外勤務の日数は44日を数えておりますが、先ほどの比率で申し上げますと町長の82%となりまして、給料月額の比率74%を上回っております。稼働日数においても引き上げることに對して問題視する点は見当たらないとの見解を見いだしたところでございます。

議案集、10ページをお願いいたします。

先ほどの内容の改め文でございます。

附則として、期末手当については、先ほどの議員報酬の期末手当と同じでございます。

また、教育長の給料月額については、附則第1条にありますように令和6年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

この議案は委員会付託されますので、1点だけお願いします。

私どもも町民の皆さんに説明責任がありますので、報酬審議会の議事録の公開をお願いいたしたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

議事録の開示をとということでございますが、これについては何ら支障はございませんので、議事録だけではなく報酬審議会に提出させていただいた諸資料を全て皆様に公開したいというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

今回の改正案を前から少しは聞いて、今までの経緯がたくさんありまして、それをどういうふうに、先ほど田中実議員が質問しましたが、議事録の中に反映されながらこういう方向性を見いだされたかということがよく分かるというふうに私も思うんですが、今回、町長、副町長、うちは副町長が今はお見えになりませんが、あと町会議員ということで、報酬審のほうで審議をいただいたのかなあというふうには思っておるんですが、あえて教育長のみの答申をいただいたということについて、なぜそうなっているのかと。町議会議員も、県下平均で見たり今の数式に落とさせていただければ適正な議員報酬額が分かると思うんですが、それをやった結果において見直す必要がないという結論に至ったのかということも反映されておるとは思うんですが、議事録の中で。どうですかね、反映されていますか。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

その辺の審議内容については、この後配付させていただく会議録の中に記載がございます。以上です。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第56号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第57号について説明をさせていただきます。

議案集、11ページをお願いいたします。

議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、先ほど来出ておりますが、今年的人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会に提出されたことに伴い、給料表及び期末・勤勉手当の改正を行うものでございます。

そして、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、手当名称を変更するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

第2条では、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、地方公共団体の事務の代行等の対象事務が新型インフルエンザ等緊急事態措置から特定新型インフルエンザ等対策へと拡大されたことに伴い、当該対策の実施のために派遣された職員に支給することができることとされている手当の名称を「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に変更するものでございます。

第13条の3、初任給調整手当については、医療系の職員についての改正をするものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

23条の4、期末手当については、第2項で、正職員については現行の6月、12月、100分の120、2回分の2.4月分を、正職員の特定管理職員については100分の100、2回分、これ2.0月ですが、これを改正案として、正職員については現行の6月は変わらず100分の120、12月分を100分の125、トータル2.45月、正職員の特定管理職については、現行の6月は変わらず100分の100、12月分を100分の105、トータル2.05月分に改正し、0.05月分増としようとするものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の改正をうたっております。

改正案としては、現行の6月分の100分の67.5を100分の70に、12月分、100分の57.5を100分の60、都合0.025月分増としようとするものでございます。

続いて、23条の7の勤勉手当の支給について、第2項第1号では、正職員について、現行の6月、12月、100分の100、2回分の2.0月分を、正職員の特定管理職員については、100分の120、2回分の2.4月分を、改正案として、正職員について、現行の6月は変わらず100分の100、12月分を100分の105、トータル2.05月分、正職員の特定管理職員については現行の6月は変わらず100分の120、12月分を100分の125、トータル2.45月に改正し、0.05月分増とするものでございます。

また、第2号では、定年前再任用短時間勤務職員について、現行の6月、12月、100分の47.5、2回分の0.95月分を、定年前再任用短時間勤務の特定管理職員については100分の57.5、2回分の1.15月分を、改正案として、定年前再任用短時間勤務職員について、現行の6月は変わらず100分の47.5、12月分を100分の50、トータル0.975月分、定年前再任用短時間勤務職員の特定管理職員については、現行の6月は変わらず100分の57.5、12月分を100分の60、トータル1.175月分に改正し、0.025月分増としようとするものでございます。

続いて、23条の8第3項では、先ほどの新型インフルエンザの改定に伴う読替規定でございませう。

また、24条では、管理職手当の支給方法について、同じく新型インフルエンザ関連の改正でございませう。

続いて、第3条の給料表の改正については、9ページから15ページまでに掲げるとおりでございませう。

給料表の改正についても、人事院の勧告によるところでございませうが、至る背景としましては、国家公務員給料と民間給与との較差比較を解消するため、初任給及び若年層に重点を置いての給料月額の上上げが行われたものでございませう。

では、どのような給料月額の上上げかと申しますと、正職員については1級から7級の各号において最大1万2,000円から最少1,000円増額改正するもので、主に若い世代、中堅世代の号給について改正されているものでございませう。

続いて、16ページをお願いいたします。

第2条関係では、令和6年4月1日以降の期末手当の支給割合について改正しようとするもので、今回の人事院勧告の支給割合に改正するもので、令和5年度の支給割合と同様に改正しようとするものでございませう。

議案集にお戻りください。

12ページから18ページは先ほどの内容の改め文でございませう。

附則として、第1条では、施行期日を規定しております。施行期日は、公布の日から

としておりますが、第2条関係については、令和6年4月1日から施行することとしております。

以下は、先ほどの議員報酬における期末手当、そして特別職の期末手当の改正と同内容でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

お金に関する事なんで多いほうがいいというのは当たり前のことで、そのことについては触れませんが、そもそも前々から僕はずうっと思っておるんやけど、基になる金額がそれぞれ町によったり立場によって違うのに、月数だけを人事院勧告が言うてきてそれに従うなんてこと、何かナンセンスやなあと思っておるんですが、みんな一緒ならいいですよ、どこでも。先ほどの教育長報酬でもそうですが、平均取ってどうたらこうたらとか言うてやっておりますけれども、そもそもそれが何の意味があるんやと。何をもってしてそんなこと私は言うんかなあということを、今までもそうでしたけれども、お金のことやであんまり言わんほうがいいんやなあということで言わないようにしておったんですが、毎回毎回、景気が少し悪くなった、世間の100人以上でしたか50人以上でしたか、企業さんの状況を見ながら勧告があるとかいうふうに前は聞いておったことがあるんですが、そういうことについても何か人事院勧告があったでやる、なかったでやらんということが、人事院勧告が何のためにそれを言うておるんかなあ。何がやりたいから、それをやりたいがためにそういつて全国にこういう人事院勧告を適用して金額を決めさせているのかなあということが、私の中では、ずうっと議員をやらせてもらっておってから出るこういう方針に関する、手当に関するものについて人事院勧告がかなり尊重されて、尊重されるいうよりも100%でやってきたんですが、それにはどういことが、隠されたものがあるんかなあ、私いつもずうっと昔から思っておるんですけど、勇気がなくて、お金のことなんで言いにくいので言わなかったんですが、それは何かあるのかなあということで、お考えというかお気持ち、これは決まったことなんで決め事やおっしゃりゃあそれでいいんですが、どういうふうなものでしょうね。

お答えがいただけるもんなら、基が違っておるのに月数だけをこうやって言うてきたことに対して忠実にそれを履行するというのを、条例改正までやるということについて、何も基がはっきりしておらんのに条例改正するだけを求めるなんて全くナンセンス

やなど私は思って、それなら一番高いところの報酬額のところの町に合わせて全てやってやりゃいいんですよ。それもできないということであれば、月数だけをあたらこうたらいうのも、あえてこうやって議会の本会議の中で条例という形で制定すべき案件かなあということを私は思って、ちょっと変なことを聞いておるように自分でも思うんですけども、お答えがいただけるもんなら、まあしようがないやないかとおっしゃりゃあそんで私はそれ以上は言いませんけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

田中先生のおっしゃるあれですが、そもそも人事院勧告というのは、公務員というのはストライキ権とかそういうのが保障されておられませんのであれなんです、民間給与との較差を解消するというのが大前提なんです。

その勧告の基礎となっておる額というのが、大体中小で従業員が50人程度の企業の期末手当とか給料の格差を、較差ですね、是正しようというものなんです、順を追って話ししますと、給料表というのは先ほど、今回の改正にも出ておりますが、これ行政第1表というんですが、これはもう全国一緒です。これで適用させていただいておりますので、それを基に、例えば期末手当なら、その人がもらって見える給料ですね。給料月額に何か月分というのを乗じて出すということでございますので、その最高額をもってやればいいのか、その基礎となるものが違う。確かに行政1表という表を適用しておるのは全国一緒でございますが、その表をどのように運用しておるかというのは自治体によってまちまちです。まちまちということはないです。大体一緒ですが、1級から7級まであって、1級は主事クラス、7級になると部長級ですね。当町でいうと参事とか会計管理者になるんですが、そういう中で運用をしております。

大体昇級というのは年に1回、定期昇給というのがございますが、その給料表にも見ていただくと分かりますが、何級の何号というのがありますね。定期昇給というのは、普通は4号俸ずつ上がっていくんです。4つずつ。それで期末手当等については、もちろん算出根拠となるのが業績評定といういわゆる人事評価です。人事評価で優秀という評価になれば、例えば6上がったたり8上がったりする。優秀でないというのがあれば上がらない。支給月数がゼロとか、ごめんなさい。これは昇級ですね。そういったのがあります。

そういったことで、運用については自治体によって違いますけれども、適用しておる給料表というのは、これ行政第1表は全国共通でございますので、その中でやっておるところでございます。

それで、あとは何でしたっけ。そういった運用でやらせていただいておりますが。

（発言する者あり）

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

分かりました。議員さんにつきましては、条例でそういうふうに議員さん幾ら、副議長幾ら、議長はお幾らというふうに決まっておりますのでその月数で、確かにその月数だけ変えておると、基礎が低いところはいつまでたっても低いということがおっしゃりたいんですよね。

これについては、話は戻りますけれども、特別職の報酬、そして給料については、一応当町の条例では審議会を開いて、その意見を聞くという条例がありますので、それを無視して、では私どもで他町と比較してちょっと低いので、じゃあ他町並みに合わせようとかというところは、一旦フリーハンドで我々が決めることができないんですね。やっぱりそれなりの審議会を得てというのがルールでありますので、そういったルールにのっとってやらせていただいておりますので、今時点で言えるのは、我々がフリーハンドでこういうふうにしますということはルール上できないと、現行ではというふうなことでございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

大変よく分かりました。

今の報酬審の関係ですが、これは町長さんの諮問機関やと私はそういうふうに思っておるんですが、これは町長が必要と感じたときに開かれるということだと思っておりますが、それであるならば、やっぱり議員任期は1期4年なんで、それで1期ごとに、とにかく上げるとかいうことやなくて、これはどうなんだろうという諮問をしていただけるような、それは町長がやれと言やあやらせるやろうけれども、やらんと言やあやらんだけのことで、別にやらんならんことではないとは思いますが、やはりそれが適正であるか適正でないか、よそはどうなんだろうというのはやっぱりいつもそうやってお互いに、小さな町であっても大きい町であってもやる仕事は一緒なんですよね、基本的には。年4回の定例会があり、日々の議員活動もやり、昔でいうたら政務活動費もあつたんですが、少しはいただけておったようなふうにあつたんですが、費用弁償も含めてですね。全部なくしてしまって、大きな町村合併の嵐が吹き荒れ、議員数は減りましたが一向にそれに対する、議員の仕事が減ったというわけではございません。また、議員数が減ればそれに対して御案内する地域も、相談をする地域もそれぞれ皆さんいろいろな地域の中で活動しておみえになるんですが、そういうことについても一向に反映されていない。

私が議員にならせていただいて二十四、五年になるんですが、報酬はそのまんまのような、1回はぐっと下げました。報酬審が20万と言ったときも、さらなる削減を求める

という一文があったためにさらに1万円減額して19万と。そうやって、自分たちでも下げたり上げたりということが、下げるほうはいいんやけど上げるほうはあかんよというのは何かおかしくないかなあと。そういう答申でも、過去にはそういう答申があったと私は記憶しております。

それで、やっぱり議員の適正な報酬金額についても、やはり議員活動をやれやれと、おまえら何もやっておらへんやないかという御批判は受けるんですが、それに見合ったものの、例えばいろんなプリントを作っても何百と配布すればそれなりに金もかかりますし、それがおまえの議員活動やおっしゃればそうでしょう。ですが、それを今の報酬の中でやっていこうとすると、かなり厳しいものがあります。物価はどんどん上がりますし大変な時代ですが、そういうことについてやはり勘案をされるべきと。

私も長いこと議員をやらせていただいておりますが、これからの若い議員の皆さんが活躍しやすいような土壌を醸成されていく第一歩にもしていただきたいと私は思って、あえてお金の質問ということで、あんまりやりたくないんです。おまえ、欲しいでやっておるんかということと言われるのも心外ですのでやりたくないんですが、やはりこれは若い議員の皆さんにはいろんな負担がかかってくるので、生活費というやつは、私、前に聞いたことがあるんですね。議員報酬は生活費やないんやから、議員の活動だけに使わなあくかというて先輩議員にかなり言われたことがありました。でも、働くこととこういうふうに活動することを両立させる場合に、やはりそれはなかなか手取り17万何がしでは、それは生活費には完全じゃありませんので働きます。働いた上に活動するというので、もう少しそういうことも報酬審の皆さんの中に、よそがどうであるということもまず大事です。それは無視しませんが、そんならどうしたらいいんだらうと、こんな議員の成り手不足、これもお金が絡んでくるかと。でも、金ばっかでやるとこれまた大きな問題で、おまえ金欲しいでやっておるだけやないかという批判につながりますので、そこら辺の考えをいろんな角度から御審議いただいて、早めに、委員会付託になっておりますのでそこで少しは言いますけれども、何で本会議でそんなことを言うておるんやとおっしゃると思うんですが、やはりこれはきちっとした中で、議事録に残る中で、お金というものに対する考え方が二転三転するのはあんまりよくないということで、あえてですね。これはもうお答えいただかなくて結構です。そんなようなことで、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第57号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第58号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、議第58号について説明いたします。

議案集、19ページをお願いいたします。

議第58号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の改正は、令和5年度人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴いまして、給料表及び期末手当の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

新旧対照表の18ページをお願いいたします。

第12条では、フルタイム会計年度任用職員について、第19条では、パートタイム会計年度任用職員について、期末手当の支給月数について改正するものでございます。それぞれ職員の給与条例を準用し、読替規定で運用をしております。

今般、人事院勧告により正規職員の支給月数が上がることに伴い、上限100分の120、つまり1.2か月掛ける2回分の2.4か月分を100分の122.5、つまり122.5掛ける2回の計2.45月に上限を改正しようとするものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

別表第1の給料表の改正については、先ほどの正規職員の給料表の改正に伴う連動し

て適用給料表の1級、2級部分を改正しようとするものでございます。

1級、2級の各号において、最大1万2,000円から最少1,000円、増額改正するものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

附則で、特例として、第3項で上限100分の122.5、つまり1.225月掛ける2回分の2.45月のうち、令和6年度分の期末手当の支給月数は100分の105以内、つまり1.05か月の2回分の2.1か月を支給しようとするものでございます。

この附則では、今までの改正履歴を残す意味で掲げております。今年度、令和5年度は100分の90、つまり0.9か月掛ける2回の1.8か月分を支給しておりますが、来年度は100分の105、つまり1.05か月掛ける2回分の2.1か月分を支給しようとするもので、0.3か月分増というものでございます。

なお、総務省からは令和7年度までに2.4か月分まで引き上げるよう要請がされておりますので、順次引き上げていく予定でございます。

議案集、20ページから25ページをお願いいたします。

これが改め文でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第58号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第58号 輪之内町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午前10時18分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第59号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

税務課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは説明させていただきます。

議案書の26ページをお開きください。

議第59号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

次の27ページからが一部を改正する条例です。

今回の条例改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、同法律の一部改正に伴う政令が7月20日にそれぞれ公布され、11月13日に改正する条例（例）が通知されたことに伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減、次世代育成支援の観点から国民健康保険加入者の産前産後の一定期間の保険税を減額しようとするものです。

改正部分は新旧対照表にて説明させていただきます。

新旧対照表、26ページをお開きください。

第23条の国民健康保険税の減額について、第3項を新設します。対象者は出産する国民健康保険加入者で、出産被保険者といいます。

国民健康保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援金分と、40歳から64歳の方のみ負担する介護納付金の3つを合わせて算定しております。よって、減額対象期間は課税区分ごとに第1号から第6号に規定します。医療給付費分の基礎課税額については、第1号に所得割、第2号に均等割、後期高齢者支援金分については次ページの第3号に所得割、第4号に均等割、介護納付金分については、第5号に所得割、第6号に均等割をそれぞれ規定します。

減額対象期間は、いずれも出産予定または出産日の属する月の前の月から出産月の

翌々月までの4か月分です。双子など多胎妊娠の場合は3か月前から6か月分です。軽減額は、確定した出産被保険者の所得割額、均等割額の12分の1の額に軽減対象期間を乗じて算出します。

次に、27ページの第24の3として、出産被保険者に係る届出についてを新設します。

第1項は納税義務者が提出する届出書に記載する事項、第2項は届出書の添付書類に関する規定です。第3項により、出産予定月の6か月前から届出できます。届出様式は、本条例の一部改正後に規則で定めます。

なお、第4項により出産被保険者に係る事項等が町で確認できる場合は、届出を省略させることができることといたします。

議案書の28ページにお戻りください。

下から5行目、附則第1条の施行期日については、令和6年1月1日から施行するものとします。

また、附則第2条の適用区分については、令和5年度分の国民健康保険税のうち、令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分について適用します。

よって、今回の条例改正の対象となるのは、令和5年11月1日以降の出産が減額の対象となります。これは制度開始が令和6年1月1日からのため、出産月が令和5年11月の方は翌々月である令和6年1月の1か月分のみですが、減額の対象となるためです。

以上で、議第59号の説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

税務課長の説明をいただいたんですが、あまりにも簡単過ぎて分かりにくいんですが、もう少し分かりやすく簡単に言うところなんですよというふうに、中は読んでもらわんでもいいので、そういう口頭による説明は簡単にしていただけませんか。条文、これ読んでもらわんでもいいで、読んでもらったって分かりにくいので。お願いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、具体的に申しますと、輪之内町の令和5年度の均等割額は、医療給付費分

が3万7,500円、よって減額は1万2,500円、多胎妊娠の方は1万8,750円の減額となり、年間でいきますと約3.3割の減額となります。

同様に、後期高齢者支援金分については、均等割額が1万1,400円ですので減額は3,800円、多胎妊娠の方は5,700円となります。

また、介護納付金分の方は、均等割額が1万2,300円ですので減額は4,100円、多胎妊娠の方は6,150円となります。

また同様に、所得割額につきましては、医療給付費分が現在6.85%、後期高齢者支援金分が1.93%、介護納付金分が1.61%となっておりますので、それぞれ所得割の12分の1に4か月もしくは6か月を乗じたものを減額させていただきます。

令和5年の出生数ですけれども、11月までに4件該当者がございました。年度内の出産予定の方は今のところゼロ件ではありますが、この条例改正により減額を適用させていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第59号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第59号 輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第13、議第60号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

それでは、議第60号について御説明申し上げます。

議案書の30ページを御覧ください。

議第60号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、現在、国民健康保険では精密検査、いわゆる人間ドックを受診された場合に費用の一部を助成しております。

人間ドックを受診することにより、がんや生活習慣病などの病気を早期に発見し早期に治療できるだけでなく、病気になる手前の段階で生活習慣病に対する意識を高め、健康状態の改善をすることができます。

国民健康保険としましても、病気の早期発見、早期治療は医療費の抑制につながるものと考えております。しかし、人間ドックは保険対象外であり、費用は高額であるため、今回精密検査費の助成額を上限「1万円」から「2万5,000円」に増額し、健康意識の向上に努めるべく条例の一部を改正を行うものでございます。

31ページが改正条文でございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の29ページを御覧ください。

精密検査費、第5条の4第1項中の「1万円」を「2万5,000円」に改めます。

議案書の31ページへお戻りください。

附則にて、この条例の施行は令和6年4月1日から施行すると定めています。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

この条例とは直接関わりはないんですけれども、国民健康保険だけではなくて、後期高齢者についてお尋ねします。

後期高齢者は補助制度というのはあるんでしょうか、人間ドックを受けた場合は。どうなっていますか。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

後期高齢者の分につきましては、前回、議会で福祉課長が説明をされたと思いますけど、人間ドックの助成についても今後、来年以降していくという答えだったと思っております。以上です。

○5番（浅野 進君）

もう一度。来年度から、人間ドックに補助金がつくということになるんですか、後期高齢者については。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

今の浅野議員の後期高齢者の人間ドックの助成につきましては、現在制度がございませんでしたので、来年度、ちょっと金額は1万円程度になろうかと思っておりますけれども、予算のほうを上げていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

私はずっと自営なんで、こういう人間ドックとか、そういうのは国保なんでやったことがない。ほぼほぼやったことがないというか、やったことありませんが、社会保険の関係の方はみんな職場から行かなあかんとかいろんな御指導があつてやっておみえになるように思っておるんですが、だからこの場合、私みたいな人ばっか、今の後期高齢の方もそうだと思うんですが、経験のある方はいいんですが、ない人はどこでどういうことがいうことが具体的に非常に分からないので、そういうことについても広報の中で多分お知らせはされると思うんですが、もう少し分かりやすくね。せつかくこういう人間ドックの費用に対する助成が1万から2万5,000円に上がり、限度は2万5,000円ですよということを、ついでに輪之内町でありましたら一番近い医療機関はどこでやってみえる。多分、大垣市民でやっておるのかなとは思いますが、私は分かりませんので。どうも聞いておると日置江の辺に、うちの若いもんたは行っておるようで、分かりません。それ以上分かりませんが、そういうこともお知らせをいただけたらいいかなと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

田中議員の御要望、ありがとうございます。

うちのほうも4月以降、広報につきましては、先ほど議員さんが言われたような内容も踏まえて広報していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第60号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第60号 輪之内町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第14、議第61号 輪之内町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

建設課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

それでは説明をさせていただきます。

議案書の32ページを御覧ください。

議第61号 輪之内町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、下水道事業において、平成31年1月25日の総務大臣通知により、人口3万人未満の公共団体においても令和6年4月1日までに地方公営企業法の適

用が要請されたことにより改正をするものです。

輪之内町において、地方公営企業法の適用としておりましたのは上水道ですね。水道事業のみでありましたが、下水道事業においても適用するものであります。

なお、関連条例については附則にて改正をいたします。

改正部分は新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の30ページを御覧ください。

まず題名のほうですが、「輪之内町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

第1条に水道事業の設置の定めがありますので、第2項及び第1条の2を追加し、地方公営企業法の適用の全部を令和6年4月1日から適用することといたします。

第2条では、第2項に水道事業の経営の規模を、第3項に下水道事業の経営の規模をそれぞれ規定いたします。

第3条第1項につきましては、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、第2項中、「水道事業に属する事務」を「上下水道事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務」、それから「輪之内町水道事務所を役場に」を「建設課を」に改めます。

第4条以降の改正については、主に「水道事業」を「上下水道事業」に改めるもの、また「町長」を「管理者」に改めるものです。

次に、議案書のほうにお戻りいただきたいと思います。

議案書の34ページをお願いいたします。

34ページの下から9行目になりますが、附則、第1項の施行期日について、この条例は令和6年4月1日から施行することといたします。

附則、第2項では、輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計条例及び輪之内町特定環境保全公共下水道整備基金条例を廃止いたします。

輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計条例においては、地方公営企業法第17条の規定により、地方公営企業法を適用する事業については条例で定めるまでもなく特別会計を設置することが法律上義務づけられておりますので、今回廃止をするものです。

また、輪之内町特定環境保全公共下水道整備基金条例については、既に基金残高がなく、今後基金運用する予定もないことから、今回の法適用化に併せて廃止をするものです。

続いて、新旧対照表のほうにお戻りください。

36ページをお願いいたします。

36ページのほうですが、輪之内町課設置条例の一部改正につきましては、第2条の表中、「6 上水道に関すること」及び「7 下水道に関すること」を削ります。

続いて、37ページをお願いいたします。

輪之内町情報公開条例の一部改正につきましては、第2条第1項中、「水道事業管理

者としての町長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めるものです。

続いて、38ページをお願いします。

輪之内町下水道条例の一部改正につきましては、主に条例中の文言、「町の規則の」を「管理者が」に、「町長」を「管理者」に改めるものです。

続いて、ちょっと飛びますが50ページをお願いいたします。

輪之内町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につきましても、主に同じく「町長」を「管理者」に改めるものです。

続きまして、53ページをお願いいたします。

輪之内町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、第3条第3項中の文言が重複をしておりましたので、「及び号給の給料額」を削り、第4条中、「管理者」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う町長」に改めます。

第17条の退職手当につきましては、企業職員の退職手当については一般職同様、岐阜県市町村職員退職手当組合同約の規定で定められておりますので削除をするものです。

第18条以降については、上位法の条文に合わせて文言等を改めるものです。

続いて、58ページをお願いいたします。

輪之内町水道給水条例の一部改正につきましては、第2条において、給水区域が規定をされておりましたが、この規定は輪之内町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例第1条の2第2項に規定をいたしますので、この条例のほうからは削除をいたします。

そのほかにつきましては、主に上位法である水道法に文言を合わせるもの、及び「町長」を「管理者」に改める内容となります。

続いて、飛びますが70ページをお願いいたします。

輪之内町水道の布設工事監督者の設置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正につきましては、第2条中の各号を削り、それ以降の改正につきましては漢字の誤記を修正するなど文言を改めるものです。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第61号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(小寺 強君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第61号 輪之内町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(小寺 強君)

日程第15、議第62号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長(伊藤早苗君)

それでは、議第62号について御説明させていただきます。

議案書の41ページをお願いいたします。

議第62号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定について。輪之内町デイサービスセンターの指定管理者を次のように指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

1. 管理を行わせる施設の名称及び位置につきましては、施設の名称は、輪之内町デイサービスセンター、その位置は、岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、代表者名及び事務所の所在地につきましては、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会、その代表者名は、会長 神戸孝司、事務所の所在地は、岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1でございます。

3. 指定期間については、令和6年4月1日から令和11月31日までの5年間でございます。

こちらの候補者につきましては、選定までの経緯を御説明させていただきます。

募集期間につきましては、町のホームページ上で公募いたしました。募集期間は令和5年10月2日から令和5年10月27日の間でございます。募集の結果、応募がありましたのは社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会の1団体のみでございました。

この団体が指定管理者に指定することがふさわしいかどうかにつきまして、令和4年11月14日、指定管理者予定候補者選定委員会を開催し、この団体からプレゼンテーションをお聞きし、ヒアリングを行いました。委員の方々には、指定管理者予定候補者選定基準に照らしながら、管理運営の基本方針、管理運営の内容、これまでの実績や取組等も加味していただき、総合的に審査をしていただきました。

その結果、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会はデイサービスセンターの指定管理者として業務遂行能力を有しているものと判断されまして、予定候補者として選定をされたものでございます。

町といたしましては、この結果を受けまして、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会をこの施設の指定管理者に指定をいたしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議第62号の御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

デイサービスセンター、一番大事な、私たちもうすぐお世話にならんなん立場の者としては、町のデイサービスセンターは非常に評判がよろしいので、町としても全面的に社協さんを応援し、必要なものはどんどん提供できるぐらい力を入れてこれからにつなげていっていただきたいという要望をあえて申し上げながら賛成したいと思います。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第62号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第62号 輪之内町デイサービスセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第16、議第63号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

福祉課長から議案説明を求めます。

伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

それでは、議第63号について御説明させていただきます。

議案書の42ページをお願いいたします。

議第63号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定について。輪之内町児童センターの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和5年12月4日提出、輪之内町長でございます。

1. 管理を行わせる施設の名称及び位置につきましては、施設の名称は、輪之内町児童センター、その位置は、岐阜県安八郡輪之内町中郷新田1492番地の1でございます。

2. 指定管理者となる団体の名称、代表者名及び事務所の所在地につきましては、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会、その代表者名は、会長 神戸孝司、事務所の所在地は、岐阜県安八郡輪之内町四郷2537番地の1でございます。

3. 指定期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間でございます。

この候補者につきましてはの選定の経緯を御説明させていただきます。

先ほどと同じように、この施設につきましてはデイサービスセンターと同様、町のホームページ上で公募いたしました。募集期間は同様に令和5年10月2日から令和5年10月27日の間でございます。募集の結果、応募がありましたのは社会福祉法人輪之内町社

会福祉協議会の1団体のみでございました。

この団体が指定管理者に指定することがふさわしいかどうかにつきまして、11月14日、指定管理者予定候補者選定委員会に諮りまして、デイサービスセンターと同様に委員の方に審査をしていただきました。

その結果、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会は児童センター指定管理者として業務遂行能力が高いと判断されまして、予定候補者として選定をされたものでございます。

町といたしましては、この結果を受けまして、社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会をこの施設の指定管理者に指定をしたいので、議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議第63号の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

ちょっと御質問したいんですが、選定委員の方は何人で、どういう立場の方で選定されたかということが聞きたいのと、先般、議員研修でも四日市のほうへ行っていろいろなこういう施設等を見せていただいて、うちの児童センターが充実しているのかしてないのかというのは、私個人としては、申し訳ないんですけどあまりのぞいたことも、何かのときにのぞいた程度で、どんなようなことで、どんな中身で、それが充実しているのかということについてちょっと認識不足で本当に申し訳ないんですが、これを社協のほうからどんなような形で今後進めていくか、要望、要件、条件ですね。いろいろお話が、プレゼンがあったのかと思うんですが、やはり子育ての一番大事な、小さいお子様を持っておみえになる親さんにしては、こういう施設の充実は輪之内移住・定住にも大きく関わってくるということで認識を新たにいたしましたわけなんですけど、ただやっておるだけでは、今まで私の目からは、あるなという程度しか私は認識しておりません。残念ですが、その程度で申し訳ないんですが、今後について、この際ですので、児童センターの社協さんがどういうふう運営されて、どういうふうなお考えで手を挙げられているのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

まず田中議員さんの児童センター、この指定管理者の予定候補者の委員さんの内訳で

ございますが、委員さんは7名で、10月14日の2時から行いました。学識経験者、有識者として、文教厚生常任委員会の委員長、老人クラブの会長、それから民生・児童委員の方、あと医師会と、あとこども園、包括のほうの課長補佐が出ております。

この児童センターの運営につきましては、もちろん施設の管理運営から、あと児童センターのいろんな事業ですね。運営は日曜日以外、月曜日から土曜日まで行っております。利用料金は無料で、いろんな事業ですね、げんきっことか、つくってあそぼとか、小学生対象にいろんな行事も行っております。そのほか、劇とか、ふれあいフェスタのときにはおもちゃ病院とか、あとコミュニティ・ママとって、どうしても子供さんを見れない方でちょっと子供さんを預けたいという方なんかの利用もしております。

実績といたしましては、少々お待ちください。すみません。

令和4年度の事業の年間利用状況は、子育てのサポートということで、保護者と一緒に遊んだりとかするというので、年間利用者数が幼児から小学生、中学生、保護者を含めまして6,861名、それから年間の開館日数が247日で、1日平均27.7人の利用がございました。先ほども申しましたが、小学生から中学生、それからゼロ歳児からということで、いろいろな事業を工夫しながらやっております。

今後も、社会福祉協議会の地域との連携、それから子育てについて住民とつながりながら運営をされることと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

お尋ねします。

指定管理者の委託される場所は社会福祉協議会ということですが、万が一子供たちに事故があったときにはどこが責任取るようになってくるのでしょうか。輪之内町の行政としては、もう責任がなくなっていくということになるんですか。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

もちろん指定管理者は社会福祉協議会でございますが、責任が町でなくなるということとはございません。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

社協に指定管理者の指定ということについては、特に異議があるわけではございませんが、現在の社協の場所なのですが、保健センターの何か奥のほうに今なっているのかな。非常に勝手が悪いというような声も聞いております。こうした指定管理者に、今日も児童センターとかデイサービスセンターと、こういった窓口になるんですが、もう少し今の町民といいますか皆さんに使い勝手のいい窓口となるように、場所をもうちょっと考えてほしいという声が聞こえてきておりますので、御検討いただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

上野議員がおっしゃられますように、保健センターのほうもなかなかちょっと手狭になってきておるのは実際にそうでございますので、ちょっと事務所のほう、コロナの予防接種等で保健センターの職員の数が増えたりとかしまして、社協の窓口がちょっと奥のほうに入ってしまったということで、また今後手狭になってしまったこととかも踏まえて、ちょっと考えながら事務所のほうを考えてまいりたいと思います。よろしく願いします。

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第63号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第63号 輪之内町児童センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託されました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって、12月14日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議第53号、議第54号及び議第56号については、12月14日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長さんは、12月15日に委員長報告をお願いします。

○議長(小寺 強君)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会2日目は、12月14日午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前11時17分 散会)

令和 5 年12月 4 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第11日目

令和 5 年12月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1の事件

○出席議員（9名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	8番	小 寺 強
9番	田 中 政 治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 和 仁	教 育 長	長 屋 英 人
参 事 兼 総 務 課 長 兼 危 機 管 理 課 長	荒 川 浩	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長 兼 会 計 室 長	田 内 満 昭
教 育 課 長 補 佐	朝 倉 寛	福 祉 課 長	伊 藤 早 苗
経 営 戦 略 課 長	菱 田 靖 雄	建 設 課 長	大 橋 勝 弘
土 地 改 良 課 係 長	松 居 良 志	産 業 課 長	松 井 和 明
住 民 課 長	岩 田 好 弘		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	中 島 広 美	議 会 事 務 局	西 脇 愛 美
-------------	---------	-----------	---------

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。令和5年第4回定例輪之内町議会第2日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって、質問は3回までとします。

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

それでは、議長の許可が出ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

1. 副町長が空席でよろしいですか、地方自治法に基づく地方公共団体の組織の健全化について。

現在、西濃地方の市町村で副町長がいないのは、神戸町と輪之内町だけです。

副町長は地方自治法にも規定されており、町長を補佐し、町長から委任を受けた事案について決定や処理を行います。町長が事故ある場合、職務代理者として町長の役目を果たします。実際、平成23年に発生した東日本大震災で町長が行方不明で、副町長が代理として職務を行った町もあると聞いております。やはり町の最大の危機管理は副町長を置くことではないですか。

もちろん副町長の人選は町長の専権事項で、口を挟む気は毛頭ありませんが、地方自治の規定に基づき町体制の強化のため、人的配置を要望することはできると思います。

西濃地方副町長会では、特別職の副町長出席の中、輪之内町は職員が出席のため発言力の重みがないことが容易に想像されます。前町長の16年間副町長空席で町政運営をしてきました。そのことを批判することはしませんが、やはり不自然です。

町条例では副町長の専決事項は20項目あり、課長級の職員が決裁しております。これらは本来町の条例が定めるとおり、政治任用の副町長がその責任と権限の下に執り行うべきもので、課長級がその職務を取り扱うというのはあくまで一時的なこととすべきです。

副町長が空席のため町長に権限が集中し、本人も気づかないうちにワンマンになると

ということがあるとよく聞きます。鉄は熱いうちに打て、輪之内町にワンマン体制をつくってはいけません。町長が暴走したとき、幾ら役職の高い職員でも身分は一般職員で、町長を止めることはできません。やはり議会で専任された町長と同格の政治任用の副町長しか制止することができません。

町の職員に優秀な職員が多数いますし、国や県のパイプが必要であれば、国や県に職員を派遣要請してもよいし、若手や女性の登用や広く人材を全国に求め公募してもよいと思います。

早急に町体制を地方自治法に基づく健全な形にして、新しい朝倉丸の船出をしましょう。平穏な日ばかりありません。嵐の日には副町長と2人で相談すれば、難局を乗り切れると思います。町長の見解をお聞きします。

2. あなたの固定資産大丈夫ですか、令和6年4月相続登記の義務化について。

令和6年4月1日、相続登記の義務化が始まります。

どうして相続登記の申請が義務化されるのでしょうか。それは、相続が発生しても相続登記されない方がいるからです。

その原因は、相続登記の申請が任意であることや、相続する土地に価値がなくて、登記に費用がかかるということが考えられます。

そのため、国は相続登記の申請を義務化することで所有者不明土地の発生を予防しようとしております。

今回の改正で、1. 相続（遺言も含みます）によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならない。2. 遺産分割の話合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内にその内容を踏まえた登記を申請しなければならないとされました。1、2とも正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

国は、所有者不明土地の土地解消に向けて、不動産に関するルールを大きく変えようとしています。

そこでお聞きします。

10万円の過料といえば、生活の苦しい世帯では大変な金額であると思います。町民の皆さんに聞くと、この法律改正を御存じない方もお見えになります。

国任せでいいんですか。どのように広報されていますか。固定資産税でも所有者不明の土地がありますか。どのように対応していますか。相続登記がなされていない場合、固定資産税は法定相続人全員が連帯して負担すべき債務で、相続人全員に支払い義務があります。

現在、町では被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関して、相続人代表者届にて対応しておりますが、この届出は、本来相続権の決定や相続登記に

何ら関係なく、一言で言えば、納税通知書等を受け取る方を指定する届出であります。

今回の改正により、町固定資産税の対応は従来どおりなのか、変更なのか、国のように過料を徴収するよう変更するのか、町民の皆さんにお知らせください。また併せて、将来の町税条例改正があるかについてもお知らせください。町長の見解をお聞きします。

3. わのうちの水道水安全ですか、水道水の有機フッ素化合物P F A S 検出問題について。

毎朝起きると、コップ1杯の水道水を飲みます。大変おいしいです。これが私の健康法です。

今年、県内のある自治体の水源地で国の暫定目標値を上回る有機フッ素化合物P F A S が検出されました。2020年11月に把握しながら、その自治体は検出されたことを公表しなかったということです。岐阜県は調査に乗り出し、県内全市町村に聞き取り調査を実施した結果、県内13市町が検査を行っていたが、超過したとの報告は受けていないと公表しました。

P F A S は、水道法に定められた水道水の水質基準項目でなく、水質管理に留意すべき水質管理目標設定項目の一つで、国は検査をし、結果を公表し注意喚起するよう通知を出しています。

県は検査を行った13市町村についても、いずれにせよ公表がなされていないことを問題視し、基準を下回ったとしても公表して注意喚起するのがルールとして、検査結果を公表するよう通知したということです。

水道水は口から毎日飲むものです。輪之内町は大丈夫かと心配になりました。町民の方からも心配で、ぜひとも輪之内の水道水が安全なのか確認してくださいとの声が届きました。

輪之内町の水道水に有機フッ素化合物P F A S が検出されませんでしたか。

3月に検査をして、9月に町報で公表したのはなぜですか。検査結果が町報の隅に記載されたため、読み落として心配になった方が多かったのではないのでしょうか。

新聞に連日記事が載る町民の関心事の伝達の仕方として、町報のみでは心もとないです。毎日飲む水道水です。一刻も争うぐらい早く町民にお知らせすべきではないのでしょうか。

危機管理としてお聞きします。もし水道水に有機フッ素化合物P F A S が検出された場合には、防災計画はどのような位置づけで、どのように機能しますか。そもそも有害物質の項目がありますか。町長の見解をお聞きします。

4. まもなく寒い冬がやってきます暖かい福祉ができませんか、福祉灯油券の配布について。

今年も間もなく寒い冬がやってきます。物価が上がり、電気・ガスも高騰し、生活苦が押し寄せる厳しい年末がやってきます。伊吹おろしが吹き荒れる寒い季節の到来です。

お年寄りや独り暮らしや生活困窮者等の皆さんは寒さが身にしみる季節です。暖房が命に関わることもあります。暖房は暮らしと健康を守る生命線です。寒さに耐え、健康を害してはいけません。

灯油価格の高騰により影響を受ける高齢者世帯等の生活弱者への灯油費用を助成することにより、経済的負担を軽減し、在宅福祉の向上を図るため、福祉灯油券を配付することはできませんか。町内石油販売店を福祉灯油取扱店に指定すれば、地域経済対策にもなり、福祉と地域振興に一石二鳥ではありませんか。

イベントや講演会等で記念品を配ったり、地方創生臨時交付金で輪之内町の産業振興をするのも町の活性化のために否定はしません。イベントや講演会も大切ですが、この寒い冬には、灯油が一番ではありませんか。寒い冬に町の温かい救いの手こそ、きめ細やかな福祉ではありませんか。

輪之内町日常生活用具給付事業実施要綱に福祉灯油を品目に追加し、用具納入業者に対する配付券を追加することはできませんか。

そんな財源どこにあるんかと思われる町民の方もお見えになると思います。

国の経済対策では、地方公共団体が生活困窮者に対して灯油購入費助成を行う場合は特別交付税措置され、コロナ禍の影響を受けた生活困窮者に対して同様の助成事業を行う場合は、地方創生臨時交付金の活用も可能ということです。つまり、財源はあるが利用しないだけです。

また、助け合い、思いやりを大切にする共同募金会（歳末たすけあい募金）の協力を得て、町と社会福祉協議会と協働して実施している地域もあります。共同募金会輪之内分会の会長は輪之内町長です。共同募金で集まった町民の尊い募金の配分金の使い道は、イベントや事業の財源として活用されております。

町民の皆さんの思いは、募金をイベントの財源に使ってくださいではなくて、生活困窮者の年越し資金に使ってくださいではないでしょうか。募金のお金で福祉灯油や年越しそばやお節料理などを生活困窮者に配付すべきではないでしょうか。

現在の町給付事業に一石を投じたいと存じます。町長の見解をお聞きします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

おはようございます。

一般質問ということで順次答弁させていただきますが、まず最初に、本日都合によりまして、課長が2名欠席して、代理で出席させていただいております。御容赦をお願いいたします。

それでは、田中実議員からは4つの御質問をいただきましたので、順次お答えさせて

いただきます。

まず1点目、副町長の空席についてという御質問でございますが、議員からの御質問は町政に対する建設的な御提言と理解いたしました。どうもありがとうございます。

まず議員御指摘のとおり、西南濃管内で副町長が空席の町は、当町と神戸町でございます。また、県内21の町村に目を向けますと、11月1日現在で7つの町が副町長を置いていない状況でございます。

副町長の必要性につきましては、議員が言及されておりますとおりで、意見を異とするものではございませんが、特に危機管理時のことを考えますと、その必要性は必然であり、また町長を牽制し、専政を防止する意味合いからも必要と考えられます。

一方で、今まで16年間空席で町政運営に特別な支障がなかったものをあえて置く必要があるのかという御意見等が出ることも考えられます。

現在、私自身初めての町政運営ということで分からないことばかりのため、何事に対してもでき得る限り自分で動き、自ら見て、自ら聞いて対応したいと考えておりますが、ある程度町政運営の全体像が見えてきた時点で、ほかの町村の状況などを参考にしながら副町長設置の適否及び人選について熟慮、判断したいと考えております。

次に2点目、相続登記の義務化関連についてお答えをいたします。

まず初めに、相続登記の義務化をどのように広報しているかについて、町では令和5年度の固定資産税の納税通知書に法務局のチラシを同封したほか、死亡届提出後の手続きで来庁された方に個別に案内をさせていただいております。また、町ホームページには今月から相続登記の義務化について掲載しております。

引き続き広報紙や文字放送にも掲載するなど、さらなる広報に努めてまいります。

次に、固定資産税でも所有者不明の土地はあるのかという御質問ですが、課税上所有者不明の土地はありませんが、死亡等により相続人が不明の土地は存在しております。この場合、納税通知書を確実に送付するため、戸籍調査等により判明した相続人の中から代表者を指定する相続人代表者指定届の提出をお願いしております。早期の相続が難しい場合には、新たに相続人申告登記という簡易な手続きを法務局で取れるようになりますので、こちらも御案内をいたしております。

次に、町固定資産税の対応は従来どおりなのかという御質問ですが、現時点で大きな変更は生じません。法務局の相続登記の情報を適切に活用し、納税義務者を変更いたします。

また、町税条例の改正につきましても、新たに過料を徴収するような変更は予定をしておりません。

次に3点目、PFAS検出問題についてお答えをいたします。

町の上水道事業におきましては、水質検査計画に基づき、水源となる地下水について継続的かつ厳格な水質検査を行っております。

検査は、水道法に基づき、原水と浄水の全項目検査をそれぞれ毎年1回、浄水の簡易項目検査を毎月1回に加えて、色、濁り及び残留塩素の検査についても実施しております。

御質問のありました有機フッ素化合物PFASについて、本年1月に東京都多摩地域の水道水に使われていた井戸水から検出された問題が新聞、テレビのニュースで大きく取り上げられたことを受け、町では県内の他市町に先駆けて上水道の水源である3か所の井戸において採水を行い、3月20日に水質検査の結果が出ております。幸い検査結果は不検出と言える値であることが確認され、検査結果については県に報告するとともに、広報紙及びホームページにおいて安全性の公表をしたところです。

ただ、議員御指摘のとおり、安全性に関わる情報は町民に迅速かつ正確に提供すべきところ、検査結果に異常がなかったとはいえ、今回の情報発信が遅れたことにつきましては、今後の反省材料とすべきところと考えております。

また、地域防災計画に関して、災害時における給水計画は明記されておりますが、水道水における有害物質検出時の対応は明記されておられません。万が一、水源の水質に異常が出た場合には、別に定めます水安全計画の手順に基づいて迅速かつ適切な対応を行ってまいります。

最後に4点目、福祉灯油券配付についてお答えをいたします。

国民の経済状況は厳しく、原油価格の高騰により原材料費の値上がり、灯油に限らずさらに食料品や日用品、電気・ガス料金へも波及しており、家計への負担が増加しております。

この状況を軽減するべく、国は低所得の世帯に対し、継続的な生活支援の給付を行っております。その支援策の一つは、光熱費や食料品の高騰による家計負担を軽減するため、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として住民税非課税世帯や家計急変世帯など低所得世帯に対し、昨年度、令和4年度は1世帯当たり5万円、町全体で479世帯に2,395万円を給付してまいりました。また、今年度は6月補正において承認をいただきましたが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金があり、住民税非課税世帯等1世帯当たり3万円を給付し、これまでに453世帯、1,359万円の給付を完了しております。

そして、先月29日に成立しました国の補正予算では、新たな経済対策として、住民税非課税世帯等へのさらなる追加支援策が打ち出されました。6月の住民税非課税世帯等への3万円の給付に加え、1世帯当たり7万円を追加で支援することで、早急な支援を行うため、今回の12月議会において追加補正をお願いしたところでございます。

田中実議員御質問の輪之内町日常生活用具給付事業につきましては、障がい者や高齢者、独り暮らし高齢者の方々の日常生活用具への支援としており、生活困窮者の方々についてはまずは一連の現金給付により支援をしていくことで、使途を決めることなくい

ろいろな目的に活用していただけることと考えております。

なお、社会福祉協議会の共同募金会輪之内分会での赤い羽根募金や歳末たすけあい募金での配分の活用につきましては、現在、社会福祉協議会の事業として、近隣助け合いネットワーク事業、歳末給食サービス事業、独り暮らしの支援など、地域福祉推進事業など地域に還元されておりますが、今後も地域の皆さんに寄り添い、生活困窮や高齢者の方々の生活状況の把握に努め、社会福祉協議会とも連携して検討してまいります。

(1 番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

1 番 田中実君。

○1 番（田中 実君）

丁寧な答弁ありがとうございます。

少しお聞きしたいことがありますので、よろしくお願ひします。

まず副町長の空席の件ですけれども、多くの町民は、町長が替わったので副町長を置くと期待しております。これは率直なことだと思いますね。

副町長を置かないのであれば、川辺町のように、副町長を置かない条例を制定して廃止してください。すっきりします。

適当な人材がないということであれば、町内外のあまたの人材の方に大変失礼なことかなと思います。町内には県の職員で部長級で退職された方や、役場では参事級で退職された方が多数お見えになります。私の記憶では、町会議員から助役になった方も見えます。つまり、人材はあまたあるんですよ。

中国三国志では、劉備玄德は三顧の礼をもって諸葛孔明を軍師として迎え、国家存亡の赤壁の戦いに勝ちました。日本の戦国時代では、木下藤吉郎は岐阜城乗っ取りで名をはせた若き軍師、竹中半兵衛を求めて自らの陣営の体制を強化いたしました。

教育長の待遇はよそ並みにする。いいです。副町長は置かない。よそ並みに置いてください。

今、この議場で副町長になりたい人、手を挙げてと言いましたら、課長さんの中で皆さん手を挙げると思います。そのくらい私は職員の皆さん、やる気になっていると思います。輪之内町に諸葛孔明や若き竹中半兵衛をつくりましょうよ。副町長をつくるのはいつですか。今でしょう。

再度お聞きします。

町長の任期中に副町長をつくるのかつukらないのか、明言をいただきたいと思ひます。

それから、2 番目の固定資産税ですけど、最初に12月11日、町のホームページが更新されまして、相続登記の義務化の記事が載って、多くの町民の皆さんが知るところになりました。町税務当局のたゆまない不断の努力に感謝を申し上げます。

2 点ほどお聞きしたいと思ひます。

1点は、全国の土地所有者不明の土地は、九州の大きさに匹敵すると言われております。この数字はやっぱり町税の固定資産税にもダイレクトに反映されております。

固定資産税で相続代理人届の件数は一体輪之内町でどのくらいありますかということですが1点と、もう一点は、この世の中に土地台帳というと2冊あるんです。

国の法務局にある台帳が正本と言われております。町の税務課には副本があつて、国からの異動通知をもらってこの2冊はいつも同じ状態になっているんです。何が言いたいかといいますと、国が汗をかいて台帳を作ってくれるので、町は楽して台帳が、労せずして台帳が整備されるんですよ。

町の税金で町民税や国保税、これは原則属人ですから、町内に住所がある方ばかりですよ。捕捉しやすいんですよ。固定資産税は属地ですから、住所要件がないんですよ。ですから、日本全国、北海道から沖縄まであります。なかなか捕捉しにくいと思います。国を利用しない手はないです。ですから、目先の利く自治体では、法務局と合同で相談会をやるとうような町もあると聞いております。

そこで2点目は、輪之内町には合同説明会をやる予定があるのかなのかということをお聞きしたいと思います。

さっき言いました代表人の件数がどれだけかということと、相談会をやるかどうかという、この2点をお聞きしたいと思います。

それから、水道水につきましての件ですけど、政府は11月28日、PFASのうちその一部PFHxSを生物に備蓄し、身体に影響を及ぼすおそれがあるとして第一種特定化学物質に指定する政令を閣議決定しました。これによって製造や輸入が禁止されました。人によってはこれを第二のダイオキシン問題と呼ぶ方も見えます。PFASは人工的に作られた有機フッ素化合物の総称で、健康を害するおそれがある物質と言われております。水道水に入れば、大変危険なことであります。

輪之内町の水道が安全なのは分かりましたが、町民に対して安全宣言をするなど行動も必要ではなかったかと思えます。今後こういった事案が出た場合、町報ばかりでなく、輪之内チャンネルの利用や区長会など、団体の説明が必要ではないのかと思えます。

町長さん並びに建設課の皆さんは、答弁をお聞きすると、大変水道水をよく研究され、その重要性を熟知してみえますということが聞き取れました。それで安心しました。お世辞ではありません。岐阜県下42市町村あつて、13の市町村しか任意で検査をしていない中、輪之内町が入っていたということは大変立派であり、敬意を表したいと思えます。今後この調子で頑張ってくださいたいと思えます。この件に関しては分かりましたので、再質問はいたしません。

4の福祉灯油につきましてお聞きしたいと思えます。

田中議員は、物を配れ、物を配れと、何やあいつはと思われるかもしれませんが、いいですか、今世界ではヨーロッパや中東で戦争がありまして、亡くなられた方や、また

避難民が多く出ました。大変悲しいことです。私はこの場をお借りして、亡くなられた方に哀悼の誠をささげて、早く戦争がなくなって平和になることを強く望みます。また、これは町民の皆さんも同じ思いだと思うわけであります。

避難民の皆さんには、講演会よりやっぱりパンと毛布でしょう。福祉の原点は、ある意味、物を配って、困っている人を助けるというのが福祉の原点ではありませんか。

今日、新聞に大きく、海津市の社会福祉協議会が300を超える家庭に1軒ずつ年越しそばを配ったという記事が載っています。私の言っていることと同じやないですか。よそはやっているんですよ。私の質問が町民の皆さんに伝わったら、よく言ってくれたという方が見えるんじゃないですか。

町長も前例を守るということもいいんですが、過去のしがらみを捨てて、現状維持は後退と一緒になんです。その辺をよく考えていただいて、新しい道を歩んでいただきたいなと思います。

社協のことも少し言われて、いろんな事業をやっておるからというようなことを言われましたが、給食も配ってあるということもありましたが、募金は昨年は230万ほど集まったんです。その配分金で、答弁の中に指摘された事業、例えば歳末の給食サービスというのは1万2,000円ほどのお金を充当しただけだと思います。講演会には60万を超えるお金を使っておるわけでありまして、これがいいのか悪いのかということですよ。やはり講演会より住民の皆さんに何か、生活困窮者の方に配るほうがいいんじゃないかということでもあります。これは参考に聞いていただければよかったことで、2点ほどお聞きしたいと思います。

町としてはこういった配分金の使い道として、イベントの財源がよいのか、生活困窮者に対する年越しそばやらお節料理やらの年越し援助がよいのか、一般論としてどちらがよろしいかということをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は福祉灯油に関することですが、地方自治の趣旨からすると、町は国・県の指導を守らなければならない。正当な理由があれば、指導を受けたら守らなければならない立場にあると思うんですよ。

令和3年の国会で、当時の総務省の担当局長は、福祉灯油について、地方団体が地域の実情に応じてきめ細やかに講じる対策について要する経費については、幅広く特別交付税の措置の対象とするという答弁をしてみえるんですよ。同時期に開催された県議会では、当時の健康福祉部長は、福祉灯油について、補助支援の必要性を判断していただき、今回の特別交付税措置などを活用して、機動的な支援を検討していただくよう市町村に、市町村にですよ、働きかけたところであると答弁されております。

福祉灯油については、国は財源がある、県は一步踏み込んで、市町村に働きかけたところであると答弁されております。これは両方とも議会で答弁されております。私は、これは単なるリップサービスではないと思います。皆さん御承知のように、議会の答弁

は非常に重いですよ。その答弁は誰でも閲覧できて、誰でも引用し、公表することができるからです。

2点目にお聞きしたいのは、令和3年から現在に至るまで、輪之内町にどのような働きかけがあったかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

まず、副町長の設置についての御質問でございますが、先ほど答弁でもお話しさせていただきましたが、今、西南濃では輪之内と神戸が未設置だと。あと県内にいきますと7つの市町が未設置ということで、21のうち7つということで、3分の1は設置していないという状況でございます。これをもって、輪之内が異常な状態なのかということは各自御判断いただければと思いますけれども、先ほど人材がないからやらないのかというお話もございましたが、まず全くそんなことは思っておりません。本当に議員がおっしゃるように、本当に人材は豊富ですし、役場の中でも課長に全部なりたいかと言われて、みんな手を挙げてくれるくらいになると本当に非常に頼もしいわけでございますけれども、人材ではなしに、あくまでやはり先ほども繰り返しになりますけれども、これまで16年間未設置の状況で特に大きな支障もなかったと。あと、私、昔、以前加茂のほうにもおりましたけれども、加茂のほうは設置していないところも多いですけれども、加茂のほうも未設置の状況でそんなに大きな支障があるかと言われると、ないような状況でございます。

そういったものを踏まえまして、じゃあ置くのか置かないのかという話ですけれども、これはまた答弁の繰り返しになりますけれども、ある程度私が自分一人で動ける間は動きますけれども、やはりこれはどうしても補佐が要るな、サポートが要るな、いろいろやっぱりちょっと手伝ってほしいなということになってくれば、適宜また設置を考えていきたいと思っておりますが、いつ設置するとか、それはまた議案としてまた提出させていただくことになりますので、その辺りはいつということはお返事できませんけれども、そういうふうに適宜検討させていただきたいというふうに考えております。

それから、そのほかの質問につきましては、各課長から回答させていただきますが、福祉の関係で、イベントがいいのか各戸配付がいいのかという御質問ですけれども、イベントとって必ずしもお祭りをやるわけでもありませんし、共同募金会がきちっと手続を踏んで今の理事会でもってきちっと協議をしてやるという、あくまで公益的な内容ですので、それがお祭りという形ではないと思っておりますので、そういったものと一般配付が、それはそれでやっぱり必要ですし、各戸配付も必要ですけれども、今回は先ほど答弁させていただいたとおり、国からいろいろ交付金が出て、そちらのほうをまず確実に配付していただいて、国のほうも言っていますけれども、早急に確実に手に届くように

していただいて、お手元に届くようにということをまず第一に考えておりますので、そちらのほうはそちらのほうで使っていただいて、社協なり共同募金会等の経費は、これはこれでもうちょっと広い広報とか啓発とか、そういった意味合いで使わせていただいておりますということですので、どちらが大事かと言われて、答弁としてはどちらも大事ですというような答弁をさせていただきます。

そのほかは各課長から答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田内満昭君。

○会計管理者兼税務課長兼会計室長（田内満昭君）

それでは、2点御質問いただきました。

まず1点目、相続人代表者の人数はにつきまして、土地家屋の納税義務者4,269件中、本年12月1日現在、相続人代表者に指定されているのは416件でございます。このうち4月以降の指定は24件です。

次に、説明会、合同で開催するのにかんしましては、当面法務局等との合同の説明会や町単独での説明会等を開催する予定はありませんが、現在法務局では予約制で手続案内を行っております。さらに、岐阜県司法書士会が電話による無料相談センターを開催しているほか、岐阜県弁護士会が大垣市のむすびの地記念館において、予約制の面談相談を行っております。こちらは有料となりますが、インターネットで予約ができますので便利です。

これらの相談窓口を町の広報と併せて案内してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

福祉課長 伊藤早苗君。

○福祉課長（伊藤早苗君）

国から交付税の対象となる福祉灯油について、幅広く利用するよう働きかけがあったということで、令和3年度から現在にどのような働きかけがあったのかということですが、けれども、ちょっと大変申し訳ありません、今ちょっとどのような働きかけが何回かあったというのは存じておりますけれども、今ちょっとすぐにその詳細について分かりませんが、一つ把握しておりますのは、生活保護世帯への灯油の支援は社協の制度の見直しとかするようにして、国のほうの支援が受けられるよというふうのことは把握いたしております。

現在、そこまでの灯油のことについてはまだちょっとできておりませんが、今、町長が答えられたように、国の支援を鑑みながら、まずはその国の支援で生活困窮者の方の支援をしていって、その後また何かあればというふうに考えております。以上です。

（1番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

税務課のほうの固定資産税のほうはよく分かりました。

関係機関とよく連絡を取っていただいて、四百何件代表者があるということは、この方々はほかっておけば相続登記をしていない方ですので、10万円の過料がかかってくる可能性が非常に高いと思いますので、400件あるからいいと、これで町は済んだということやなしに、少し丁寧に、国の制度で法律が変わったから過料がかかってくるよという指導だけはしていただくと、身近な役場ですのでいいかなあとと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

福祉課のほうの答弁を聞きますと、国から働きかけがありましたと。それは私が言いましたように、議会で答弁したので当然働きかけはあることだと。中でも言いましたように、市町村に判断を任せるという逃げがありましたので、逃げというか、がありますので、確かに市町村がやらなければそれでおしまいなんですけど、町長さんの答弁の中ではイベントも大切やし、物資の支援も大切だと。おっしゃるとおりでありますですけど、資源配分、お金の配分のバランスを変えることはできると思うんですね。例えば講演会で経費のかからない講師を呼んで、その分で例えば支援物資をやるよ。

最初に言いましたように、新聞で今日は年越しそばを隣のまちは300軒の家を1軒ずつ回って、お話を聞いて配ったというのを町民の方も読んで知ってみえる方がたくさんおると思います。それと自分のところを見ると、どうかなあということをおもいます。これは何を優先するかということが問題だと思ひます。

これで質問は終わりますが、執行部の皆さん方、職務に精励されて、できるだけ町民の皆さんの要望にこたえていただきたいということをお願ひしたいと思ひます。また、これから寒くなりますので、体のほうを御自愛されますよう祈念して、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

おはようございます。

続いて一般質問を行います。

1. 輪之内町の未来を切り開く課題 p a r t 3。

地球温暖化対策について。

今年の夏はとにかく暑かった。6月と7月は観測史上最も暑い時期となり、7月は170年余りの観測記録の中で最も暑い月であっただけでなく、10万年強で最も暑い月であった可能性が高いといひます。11月に入りましても夏日を記録するなど、気候に關す

る記録が相次いで塗り替えられ、気温の上昇に伴い世界中で災害が多発しております。

また、熊やイノシシ、鹿などの野生動物が人里へ出没し、人身事故も起こってきており、また海のほうでは海水温の上昇により、サンマやサケ、サバ等の不漁やカキ養殖が激減するなど生態系が破壊されつつあり、地球温暖化の影響がいかに深刻かつ広範囲に及んでいるかが浮き彫りになってきております。

地球温暖化は地球規模の問題であり、世界各国で、また全自治体、全国民が真剣に取り組まなければ解決できるものではありません。地球温暖化対策として、2050年までに人間の活動から出る二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにすることを目標に、2015年に合意されたパリ協定に基づき世界各国が取組を進めており、日本政府も遅まきながら2020年10月にカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。

大企業など民間においても既に環境問題への取組を進めており、今やカーボンニュートラルへの対応が遅れた地域は地球環境問題に熱心でないまちとして取り残されていくのではないのでしょうか。

先日、岐阜市で、公共交通の運転手不足や地域交通網の維持などの社会課題解決につながる狙いもありまして、自動運転EVバスの定期運行を開始しました。都市中心部で長期間運行されるのは全国初とのことです。

また、山口市では、トラックなどからの二酸化炭素の排出増につながる宅配便の再配達を減らそうと、大手の佐川急便から購入した宅配ボックスを全世帯の4分の1ほどに当たる2,500世帯に支給し、大きな効果を得ているなど、県下においても脱炭素への動きが加速してきております。

当町におきましては、2022年3月定例町議会において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向け、町民、事業者と一体となって取り組むことを宣言し、緑あふれる自然の豊かさと住みやすさが共存できる町として、また誰もが安心して住むことができる環境を次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するために、町民及び事業者と共にゼロカーボンシティを目指していくことを表明いたしました。

今後は宣言表明が絵に描いた餅にならないよう、2050年までの脱炭素社会を見据えた計画として、脱炭素ロードマップ及び地球温暖化対策実行計画の区域施策編を早急に作成し、既に実施している取組の精査並びに新たな取組を模索、具現化していかなければなりません。新たな取組として、先ほど紹介しました山口市の宅配ボックスの支給を当町においても検討してはいかがでしょうか。

また、温暖化対策推進事業は町民の理解や協力が不可欠でありますので、小学生から大人までを対象に町民育成事業として、今注目されていますドイツ発祥の人材育成方法でありますマイスター（推進員）制度を取り入れてはどうでしょうか。地球温暖化対策マイスターや資源循環マイスター、ごみマイスターなど町民マイスターの育成及び活動

促進を図る必要があると思います。

以上、豊かなかけがえのないふるさと輪之内を次世代につないでいくため、脱炭素という世界的大きな潮流に乗り遅れないよう取組を進めていくことが輪之内町の未来を切り開く重要課題であると考えます。

地球温暖化対策について、町長の御見解をお伺いいたします。

2. メディア戦略について。

ここ一、二年、当町に関する新聞記事掲載が少ないように感じます。大垣市は別格として、海津市や安八町の関連記事が目立ちます。どうしてなのでしょう。

近年、インターネットやSNS、スマートフォンの普及により、メディア媒体が増え、新聞を取らない、読まない人も多くなってきております。しかし、身近な地域情報はネットニュースなどからではなく、新聞の県や西濃版の記事から得ることが多く、町のPRや町内地域活動を知ってもらうには新聞への記事掲載が最も有効な手段であると考えます。もっともっと町内の出来事を新聞に掲載してもらえよう努めていただきたい。

また、選挙後において町長のお顔を新聞で見かけることもあまりなく、寂しい思いをしております。

いろいろな考え方があり、町長が表に出過ぎるのをよしとしない人もお見えになりますが、町長は町の顔であり、町のトップセールスマンであり、どれだけ表に出ても出過ぎということはないと私は思っています。

町のPRとしてのメディア戦略について、町長のお考えをお伺いいたします。

3. 市町村民所得について。

市町村民所得とは、自治体の経済水準を表す指標の一つであり、市町村内の住民や企業、団体が雇用者報酬、財産所得、企業所得の形で受け取った所得の合計を各市町村人口で割った数字であります。企業所得などを含むため、実際の住民の所得水準を表す数字とは異なってきます。

先日、2020年の県下42市町村の市町村民所得ランキングが新聞に掲載されておりました。それによりますと、当町は291万8,000円で、9位タイとなっており、その順位に私は大変誇らしく思いました。

参考までに直近の10年を調べてみますと、金額の増減はありますが、順位は2015年までは20位前後でありました。2016年が6位、以降ほぼ10位以内を推移しております。この状況は企業誘致の効果が現れたものと推測され、企業誘致は今後も町の重要施策の一つであると考えます。

この市町村民所得並びにその順位について、町長の御見解をお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

上野議員からは3点御質問をいただきました。

まず、地球温暖化対策についてお答えをいたします。

地球温暖化対策は、全世界が行動すべき待ったなしの課題でございます。

輪之内町でも2022年3月に輪之内町ゼロカーボンシティを宣言し、今年度、輪之内町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しているところでございます。これまで環境審議会を3回開催し、有識者、事業者、住民代表から意見をお伺いしながら作成しており、現在パブリックコメントを実施し、1月末までに策定を終了する予定となっております。

この審議会の議論を通じて、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルが低い輪之内町にあって、2050年までのゼロカーボンシティの実現が極めて高い目標であること、また行政だけでなく、住民、事業者の理解と協力がないと到底達成できない数字であるということを感じております。

一方で、導入ポテンシャルが低いといいつつ、輪之内町としてできることはたくさんございます。現在策定中の実行計画におきましても、省エネ住宅の促進、次世代自動車の導入促進、ごみの減量化・資源化の促進などの取組例が示されており、これらを今後計画的かつ着実に実施していくことで二酸化炭素削減につなげていきたいと考えております。

そういう取組の一環で、議員御提案の山口市の取組につきましては、再配達によるトラックからの二酸化炭素排出抑制につながるよい取組であると認識しており、町におきましても再配達の状態等を事業者と共有し、検討させていただきたいと思っております。

また、マイスター（推進員）につきましては、現在町で委嘱しております廃棄物減量推進員や清潔なまちづくり推進指導員への研修に温暖化対策に関する内容を追加し、地元で情報提供をお願いしたいと考えております。

繰り返しになりますが、ゼロカーボンシティの実現には、町、事業者、そして町民の理解や協力が不可欠で、昨年度よりゼロカーボンシティに関する講演会や町民向け及び中学生向けのセミナー等を行い、地球温暖化対策について学び、ゼロカーボンを達成するための施策等について意見交換を行っております。

また、温暖化防止の一環であるごみの減量及びリサイクル推進のため、プラスチックの再商品化計画を作成し、県内初となる国の認定を本年11月に受けたところでございます。

ゼロカーボンを目指すに当たり、ホームラン級の取組はありません。一人でも多くの町民、企業の理解と協力を得ながら進めるしかありません。そのためには楽しくエコ活動をしていただく工夫を考え、試行錯誤しながら2050年のゼロカーボンを目指してまいります。

次に2点目、メディア戦略についてお答えいたします。

まずもってここ一、二年、当町に関する新聞掲載が少ない。あわせて、私の顔を新聞で見る機会が少ないとの御指摘をいただきました。

参考までに、私が就任させていただいてから12月6日現在の166日間において、輪之内町に関する記事が新聞に掲載された回数は102回を数えます。その中には定例議会、臨時議会の日程等や選挙人名簿の人数など、他市町と同じくして掲載された回数が14回、それを差引きしますと88回掲載されております。

新聞各社への記事の投げ込み等、マスコミなどに取り上げてもらうパブリシティについては総務課が担当し、イベント等があれば随時実施しており、先ほど申し上げた回数のおよそ8割以上が中日新聞、岐阜新聞の西濃版にて掲載されております。

議員御質問のメディア戦略とは、広報活動を行う際に様々なメディア（広報媒体）をどのように組み合わせて使うかということでございます。

当町の現状は先ほどの新聞各社への投稿のほか、町が保有するメディアを用いた自主広報についてそれぞれ担当課がその責任の下、行っております。

具体的には自主広報のメディアとしまして、「広報わのうち」、ホームページ及び旧ツイッターのXは総務課が、防災行政無線、すぐメール及びコミュニケーションボードは危機管理課が、輪之内スマイルチャンネルは経営戦略課、スマート連絡帳は教育委員会がそれぞれ保有し運用しております。

また、パブリシティと自主広報の連携・強化を目的として、組織的には私が就任してからこのメディア戦略の重要性を職員に説き、役場内で横断的な情報主任委員会、広報部会を毎月開催させ、町全体を俯瞰的に見た戦略的な広報活動に努めてきたところでもあります。

問題は、先ほどのメディアを用いて町として今後どのように広報活動をしていくかということでございます。

一例であります。重要度の高い情報については、私自ら記者クラブに赴き、新聞各社を通じて広く発表し、それと並行して町が保有する様々な媒体を通じて情報の浸透を図るなど、報道と広報が密接に連携できる仕組みを考えております。

広報活動の際に重要なことは、お伝えしたい情報の内容に応じて、どのようなタイミングで、どのようなターゲットに、どのような媒体を活用して効果的に伝えていくのかということにございます。

現況としては、高齢者に届けたい情報は、直接家庭に届く「広報わのうち」で丁寧に広報し、若者に届けたい情報は、「広報わのうち」にQRコードを添付し、動画配信するなどしてそれぞれの受け手にとって価値のある情報を工夫を凝らして広報を行っております。

県職員時代、常に聞かされてきましたが、どんなにいいことをやっても、知って

もらえなければ何もやっていないことと同じということを今の立場になって改めて痛感しております。したがって、職員の一人一人が広報活動の重要性を、また町のスポークスマンであることを認識するとともに、町の情報がタイムリーにしっかりと届くよう戦略的な広報に努めてまいります。

次に、3点目の市町村民所得についてお答えをいたします。

市町村民所得と第1次から第3次産業の総生産額は、市町村経済の実態を明らかにし、経済成長率等を推計する指標の一つとして活用されております。

輪之内町の2020年度、これは令和2年度になりますが、1人当たり町民所得は291万8,000円で、10年前の256万5,000円から13.8%増加しており、県内順位も21位から9位に上昇しております。増加の主な要因は、町内総生産額に占める製造業の割合が10年前の37.4%から12.3ポイント増の49.7%となり、企業者の所得や雇用者報酬の増につながったと考えられております。

町民所得が高い順位となったことにつきましては、近年の企業誘致の成果であり、喜ばしいことではありますが、その一方で課題がないわけでもありません。例として、人口急減、超高齢化による労働力人口の減、外国人を含む新規雇用者の受入れ体制の整備、農地の保全と開発のバランスをいかに取るかなどが上げられます。

人口減少を食い止めるためにも企業誘致が不可欠ですので、今後はこれらの課題に対応するため、住民の皆様との合意形成に基づく計画的な土地利用や若年層の地域への定住促進、外国人の受入れ体制の整備、高齢者等が意欲と能力に応じて働くことができる環境を整えるなど、持続可能な発展に向けて取り組んでまいります。

以上、3点答弁させていただきます。

(6番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

6番 上野賢二君。

○6番(上野賢二君)

前向きの答弁をいただいたというふうに理解をしております。

まず地球温暖化対策につきましてですが、今、地域施策編を1月末までに審議会を経て発表できるということでございます。その中にいろんな項目等があると思うんですが、ちょっと先ほど触れられましたいわゆるEV自動車、電気自動車、これの導入に向けてもというふうな、たしか入っていたと思うんですが、これもちょっと私、調べましたら、2030年には世界の電気自動車の新車発売台数の普及シェア率が50%を突破すると見込まれているということでございます。だから、もうどんどん時代は変化してきます。本当にスピード感あふれる感じで進んでいくと思っておりますが、これに関連して、先般これも記事に載っていましたですかね、海津市でEVスタンド、充電スタンド、これが設置されたということで、たしか3か所だったと思うんですね、庁舎と道の駅2か所だったかな

というふうに思いますが、他市町でもこういった動きが出てきておるということでございますので、当町においても公用車を今後買い換えられるときにはEV車両の導入、それから、それに伴った充電スタンド、こういったものも考えていくと、早急に考えていくということが必要ではないかというふうに思っています。

それから、山県市の宅配ボックスでございますが、何かこれによりますと不在再配達率が32%減少したと。業者のほうの配達終了時間も何か30分早くなったというようなことが出ておりました。本当に大きな効果が出ておりますので、前向きに検討するというお話でしたが、ぜひとも当町にも取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの答弁の中にエコドームと岐阜リサイクルセンターによるあれですね、プラスチック再商品化計画、これが環境省の認定を受けたということでございますが、この認定は全国で8例目であり、県内では初めてだということで、これは本当に輪之内町の誇りであるというふうに思います。

そういったエコドームを中心として資源回収の、先ほどマイスターというようなことを言いましたが、この役割を担っていただいておりますんだなあというふうに思います。そのほかにもいろんな取組をしているということでございますが、やっぱり町民にそういった研修といいますか、認識をしていただくためにもそういったマイスターの育成、そういったこともぜひとも取り組んでいただきたい。

それから環境省が行っている脱炭素先行地域選定というのがありますよね。何か全国で100ぐらいを選定しておるということですが、たしか令和4年度までで74だったか、そのぐらいの数字になっていると思うんですが、100までということで、今後もそういった選定が行われるのかどうか分かりませんが、本当に輪之内町はリサイクル、資源回収における先進地でありますから、そういったものにもぜひとも手を挙げていただきたい。これは本当にハードルは高いと思いますけれども、いずれにしてもそのぐらいの意気込み、迫力を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。

それからメディア戦略についてでございますが、町長が在任中の166日のうち102回は載ったよということで、少なくない、いっぱい載っているんだというような御答弁だったと思いますが、それにしては何というんですか、インパクトが弱いというんか、何かそこまでの感じが受けられないんですよね。先般も避難所設営の防災訓練が行われましたが、当然次の日に新聞記事に載っておるんだろうなあと思って新聞をくまなく探してみたんですが、うん、これはまた次の日かなあと思って、次の日も見たんですが、載っていない。その後載ったのか、私が見落とししかも分かりませんが、そういったことで町の記事、やっていることが本当に新聞に載るということは町民にとってもうれしいことですし、外に向かってもいいPRになります。何よりも新聞記事というのは無料でございますから、無料で輪之内のPRをしていただけるということでございますので、今後も、また輪之内が載っておるか、輪之内ばかりやなというような感じを受けるよう

に、どんどん活用していただきたいと思います。

それから、市町村民所得につきましては、人口割ですから人口の少ないところはそれなりに高くなるという傾向はあるんだろうと思います。たしか白川村は一、二を争っていると思いますよね。ですから、そういったこともあります、でも人口の少ないところにそれだけの所得があるということは、それなりの企業等が多くあるんだというようなことだろうと思いますので、先ほど雇用云々というお話もございました。雇用の確保にもつながりますので、これからも企業誘致を積極的に進めていただきたい。

今後はヨロズさんも操業開始されますので、もう少し順位が上がってくるかなあというような感覚は持っておりますが、いずれにしても企業誘致を今後とも進めていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

まず地球環境問題の関係ですけれども、ありがとうございます、応援。ぜひとも応援いただきたいと思います。

先ほど答弁の中でも少し触れましたが、今、実行計画をつくる中で、改めて本当に2050年のゼロカーボンというのは本当に難しい大変な目標だということを改めて認識しておりますけれども、いろいろやっぱりやっぺいこうと思うと、ハード面ではそれなりのお金もかかりますけれども、こちらのほうはまた議会のほうの御理解を得ながらお願いをさせていただきたいと思いますが、ソフト面につきましては、やはり町民の皆さんの、あるいは企業の皆さんの意識というのが何よりも大事になってくると思いますので、先ほど答弁でも少し最後に触れましたが、やっぱり楽しく、とにかく、ああ、エコって何か楽しいねというようなやり方を考えていかないと長続きしませんので、とにかく地道にソフト面では長続きできるようなやり方を考えていきたいなあというふうに考えております。

そのほかにつきましては、また課長のほうから少し答弁させていただきます。

あとメディア戦略につきましても、これも先ほどまた答弁がかぶるんですが、いろんな方から本当にちょっと輪之内は露出が少ないねというようなことは言われていますし、私自身もとにかく就任以降、9月の補正もお認めいただきましたが、まずホームページなんかを見直しながら、とにかくやっていることを外に出さないという意味ないよということはずうっと職員にも言い続けております。とにかく知ってもらって何ぼ、補助金なんかやと使ってもらって何ぼという、やはりそういう意識でつくったら終わり、やったら終わりじゃなしに、やったことをとにかく知らせる、知っていただくという姿勢は改めて、課長か主事かに関わりなく全員が広報マンだというようなことで、外に出していけ

ば、当然恥ずかしいこともできませんので、いろいろ中身もよくなってくるということで、外に出す、見られるという意識を職員に持ってもらうように常に心がけていきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

上野議員様の質問ありがとうございました。

私のほうからは電気自動車のEV化につきましては、公用車等を早急に進めていくということは計画の中でもうたっておりますので、そちらのほうも進めていきたいと思っております。

また、再商品化計画は県内初ということで、うちのほうは喜ばしいことやと思っておりますが、当町としては、平成10年から容器包装リサイクル法に基づきプラスチック容器包装の分別回収、リサイクルを行っておりまして、その後、平成29年に岐阜リサイクルセンターと直接契約を結びまして、運搬コストや環境負担を減らしたリサイクルを行っております。また、令和4年からは可燃ごみとして処分していたプラスチック使用製品についてもリサイクルを実施しておりまして、今回プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づき再商品化計画の認定を受けたところでございます。

今回の認定を受けまして、これを契機にこれまで以上にごみの減量に努め、環境に優しく快適なまちづくりを推進していきたいと考えております。以上です。

（6番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

6番 上野賢二君。

○6番（上野賢二君）

ありがとうございました。

いずれにしましても、この地球温暖化対策だけではなくて、いろんな施策においても迫力を持って、インパクトの強い、本当に輪之内はすごいなというような施策をどんどん打ち出していきたい。

それが人口増加にもつながりますし、本当に明るい輪之内の未来を築いていく源になると思いますので、今後とも私どもも一生懸命協力しながら進めていきますので、よろしく願いをしたいと思っております。

これで質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

一般質問を行います。

町長に答弁をお願いします。

学校のトイレを洋式に改善してほしい。こういう要望であります。

今年の7月11日、文教厚生常任委員会は輪之内町内の学校施設を視察しました。どの校舎も大規模改修工事が完了し、明るく清潔感が充満しておりました。学校の責任者の案内で視察してまいりましたが、共通して要望しておられることは、トイレの改善でした。特に体育館に併設しているトイレです。

学校の責任者にお尋ねしました。トイレの改善を教育委員会に話されましたか。こういうお話をしました。話してあるということです。

私は常々学校教育には予算を惜しまないで活用してほしいと考えております。

トイレの改善が進まないは、多額の資金が必要で、教育委員会もちゅうちょしているものと考えております。1年で全て改善するのは無理でしょうが、多年度で計画的に改善するように要望します。

以上、町長に答弁をお願いします。

私はあまりこの一般質問、くどくど言わないのは、特にこのトイレは、恐らく町長はトイレ改善する必要はありませんという返事が私はないと思っておるからくどくど言わないんです。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

学校のトイレの洋式化について御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

このトイレ洋式化の質問につきましては、本年9月の第3回定例議会の大橋慶裕議員の御質問への答弁と内容が一部重複しますが、御容赦をお願いいたします。

まず公共施設全般の現状につきまして、全施設における便器数は255基、そのうち洋式化整備済みは174基、整備率は68.2%でございます。

未整備は、役場庁舎及び屋外トイレが9基、仁木小学校校舎等15基、福東小学校体育館等9基など、全部で81基でございます。順次洋式化に向けて取り組んでまいりますが、現在の建築資材の高騰により高額になると予想されるため、一度に洋式化することは財政的に厳しいものがございます。

とはいえ、公共施設におけるトイレの洋式化は、町民の利便性向上や衛生面の向上を図る重要な取組であり、地域の生活環境向上に資すると考えておりますので、来年度から3年ほどをかけ、使用頻度の高い箇所から順次洋式化に取り組んでまいります。

特に学校につきまして確認したところ、公立学校施設整備の補助メニューに学校施設環境改善交付金があり、校舎のトイレ洋式化改修も該当することが分かりましたので、この交付金、事業費の3分の1補助でございますが、この交付金を充当できるよう、来

年度、6年度に申請し、採択を受ければ7年度以降順次取りかかる予定をしております。

今後も町民の皆様の声に耳を傾けながら、より快適で利便性の高い公共施設を提供できるように努めてまいります。

○議長（小寺 強君）

暫時休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、校区ふれあい運動会について質問をさせていただきます。

皆さんは、地区町民運動会が地区ふれあい運動会に変わった経緯を御存じですか。

そのきっかけは、平成29年度から大藪地区が3校区のモデル地区としてコミュニティ・スクールをスタートしました。コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置して、学校と地域住民と力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域と共にある学校への転換を図るための有効な仕組みです。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを目指すことから、名称も新たに校区ふれあい運動会として平成30年度は3校区で同日開催したのが始まりです。

平成31年は5月から元号が令和に変わり、令和元年度は3校区でふれあい運動会を開催する予定になっていましたが、台風の影響で中止となり、令和2年度から令和4年度の3年間もコロナ禍で全て中止となりました。

そして、令和5年度は4年ぶりに10月7日土曜日に、天候に恵まれ、3校区でふれあい運動会が午前中をめぐりに開催されました。進行プログラムは小学生の競技が中心となって、地区の競技は2種目と少し寂しい内容でしたが、コロナ禍が長く続いた影響を受けて、一般の参加者は少なく保護者の方と地区の役員さんが大半を占める中で、これ以上競技種目を増やすと逆に人が回せなくなるおそれもあり、2種目が妥当なのかと感じました。

また、全体を通して感じたことは、町スポーツ推進員を中心にスムーズな運営がされており、子供たちの元気な姿を見ることで私も元気をもらい、気持ちが高ぶりましたが、触れ合いにおいては、参加者が4年前に比べてかなり減少していることを鑑みて、運動会の在り方を考える過渡期を迎えているのかなと思いました。

11月1日水曜日に校区ふれあい運動会の反省会が協議されました。

その中で、令和6年度の方角性が決まり、小学校は熱中症を考慮して6月開催を決定

し、地区ふれあい運動会も小学校と同日に開催する方向でまとまりましたが、私は非常に難しいと思っています。

それは、令和5年度の終わりに区長の改選をする地区が25地区中19地区で実施されます。また、長年にわたり活躍をしていただいた町スポーツ推進員が任期満了で全員辞められます。町スポーツ推進員は持ち回りではなく、人脈の推薦のため、次の後継者は選任されていません。そのため、地区スポーツ推進員から代表を選任することになると思いますが、現状は未定です。

このような状態で来年の6月に地区ふれあい運動会が開催できるのでしょうか。私は大変厳しいと思っておりますので、持続可能な新たな取組を提案したいと思います。

それは毎年夏に開催されている「わのうちスポーツ・レクリエーション祭」を数年かけてふれあい運動会的な活動に変えていってはどうでしょうか。

7月議会でも話をしましたが、今も地域の地域力がなかなか元気を取り戻せませんので、町全体で取り組むことで、少しでも前に進めたらと思っております。町長の御見解をお伺いいたします。以上です。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

校区ふれあい運動会についての御質問にお答えいたします。

ふれあい運動会は、仁木、福東、大藪の各地区スポーツ振興会を主体に地区スポーツ推進員の協力を得て開催されており、今年度は各小学校を核とするコミュニティ・スクールを推進するため、小学校運動会に組み込む形で開催されたところでございます。

台風やコロナ禍で4年間中止が続き、再開後の今回は参加者の減少、また運営面においても様々な課題があったと承知しております。

今般11月1日に開催されたふれあい運動会反省会において、来年度の小学校運動会が開催時期を6月に変更することに合わせ、ふれあい運動会も同時に開催する方向で合意がなされ、今後さらに開催方法の詳細について検討されていくと伺っております。

こうした状況を踏まえまして、わのうちスポーツ・レクリエーション祭をふれあい運動会的な活動にという議員の御提案でございますが、まずスポ・レク祭は、生涯スポーツとして週1回はスポーツを楽しめる社会をつくることを目的に軽スポーツを体験する場として開催しており、町におきましても本年7月22日に4年ぶりに開催し、多くの親子連れに参加していただいたところでございます。

近隣でも神戸町で先月末、様々なレクリエーションを通して世代を超えた交流を図るイベントが開かれ、家族連れ、子供からお年寄りまで1,500人が一緒に楽しんだというふう聞いております。

町民同士の交流が少なくなる中、一人でも多くの方に参加いただき、家族のふれあい、

地域や学校との結びつきを深めることがこれからの運動会のあるべき姿と考えますので、その形態がレクリエーションの一環として実施することは、今後の輪之内町におけるまちづくりを考える上で選択肢の一つかと思われます。

4年間のブランクが開け、今年、来年と運動会の開催方法も試行錯誤となりますが、今後は運営に携わる方や地域住民の御意見を伺いながら、令和7年度には柔軟で幅広い参加が得られる形態を見いだしてまいりたいと考えております。

(3番議員挙手)

○議長（小寺 強君）

3番 林日出雄君。

○3番（林 日出雄君）

御答弁ありがとうございました。

町長には再質問はありませんが、質問でも触れさせていただきましたように、小学校の6月開催は今のところ6月1日に予定をしております。また、区長代表も来年多分4月20日頃に決まると思われますので、実質1か月半ないぐらいで期間が短くなりますので、日程的にもタイトになると思えますが、新しい役員さんと調整をして方向性を決めていただきたいと思います。

また、私たちもこのバッジをつけておりますが、やっぱりこれからの判断基準は、持続可能であるかを最優先に考えて検討していくことが私は大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

また、町長にはこういうピンチのときこそチャンスと受け止めて、新しいことに挑戦をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

2番 大橋慶裕君。

○2番（大橋慶裕君）

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

ふれあいフェスタにおける議会アンケートについて。

今年度、輪之内ふれあいフェスタにて議会アンケートを行いました。10代から70代以上の166の方に御協力をいただきました。御協力いただいた皆様、ありがとうございました。

アンケートは三択形式ですが、その質問の中で、議員に何を一番望みますかとの質問に、「1. 地域の課題解決」89人、「2. 町民の意見反映」85人、「3. 町政のチェック」17人という結果でした。足すと191になりますが、1と2が複数回答された結果だと思われます。

また、議会を評価しますかの質問では、「1. する」84人、「2. しない」11人、

「分からない」70人でした。過半数の評価をいただきましたが、分からない人が70人いらっしゃいました。議会活動の情報発信の強化に一層努めてまいります。

さて、地域の課題解決についてになりますが、少子高齢化、担い手不足（人口形態の変化）、情報通信、科学技術の発展、生活様式の多様化等、変革が進む中、まちづくりを持続的に発展させ、住民が身近に感じ、積極的に行事等に参加していただくことが肝腎だと皆さん感じられていると思います。

そこで提案になりますが、年4回議会閉会後に区長会が開催され、議案や条例等、議会の報告がされています。また、区長会には全課長が出席されていると伺いました。報告のみではなく、要望等の意見交換の時間を設けていただき、環境、健康福祉、教育・学校関係、防災、交通安全、道路、人権等や年間行事、町の施策について、地域の事情に詳しい区長さんとまちづくりや地域の課題について意見交換することにより、今まで以上に町政が前進するのではないかと考えます。

今年7月に区長会にて、中学校長から地域の行事に中学生の参加をお願いされ、中学生が参加された地域が増えたお話を伺いました。町の取組の趣旨や目的をよく理解された方が直接説明していただく機会があると、区長さんも理解しやすく、賛同され、協力していただけるのではないかと考えます。

1. 区長会としての町への意見、要望等が町政に反映される体制について。
2. アンケートの中で、若い世代から意見が多かった、有名人（俳優、芸能人、歌手等）の来町について。

以上2点、町長にお尋ねいたします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

大橋慶裕議員からは、ふれあいフェスタにおける議会アンケートについて御質問をいただきました。

まずもって議員各位には、ふれあいフェスタにおける議会アンケート、大変お疲れさまでございました。初めての試みで、精力的な活動に改めて敬意を表する次第でございます。この取組を踏まえ、議員からも建設的な御提言をいただき、誠にありがとうございます。

その内容として、第1点目、区長会として町への意見、要望等を反映される体制づくりの構築について御提言いただきました。

議員御指摘のとおり、各区長様におかれましては、地域事情に詳しく、言わば地域コミュニティの礎を担っていただいております。そうした環境下、町が展開する各種施策について、地域住民の声を直接的に聞いていただいている方々でございます。

今まで個々の各区の要望につきましても、担当する各課で対応しておりましたが、い

わゆる組織的に区長会として町行政の全体についての提言、要望を受ける仕組みはございませんでした。

定期的開催する区長会の会議にありましても、各区を代表する方々にお忙しい中出席いただき、町からの説明で終始するのは大変申し訳ないとともに、何とももったいないことで、町の重要施策や懸案事項について意見交換してもらってこそ会議の意義があると考えます。

議員の皆様からも一般質問という形で御提言を賜っておりますが、また違う角度からの御意見等を賜ることで、町民の方々の意見の広聴活動として取り入れる方向で検討し、今後区長会に諮ってまいりたいと考えております。

次に2点目、アンケート結果から、若い世代が要望する有名人の招致についてという御質問でございますが、確かに町の情報発信としては魅力的な手段かと思いますが、スケジュール調整や収容施設の関係、その他警備体制、財源の問題などもあり、その都度検討を要しますので、今後のイベント開催に向けて参考にさせていただきたいと考えております。

(2番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

2番 大橋慶裕君。

○2番(大橋慶裕君)

1番の区長会の体制ですけれども、前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

どうしてこのような質問を私がいたしましたかといいますと、時代の変化に適切に対応していくためにもこれまで以上に多くの町民の意見を聞く機会を増やしていただくのが、町民が一丸となってまちづくりに取り組んでいただけるのではないかとこのことを思っておりました。それが、町長が目指す未来につなぐまちづくり、これが推進されるのではないかと考えます。

また、議会アンケート、問11ですけれども、一部ではありますが、町民の声でありますので、全ての意見を反映させるのは、財政面など、警備体制など、先ほど説明がございましたが、実現が難しいと思いますけれども、このような思いがあることを真摯に受け止めていただきたいと思います。

また、若い世代からの意見が多かった、有名人といいますか、憧れる方に実際に会うことができることがあるとすれば、計り知れない喜びや幸せが得られるのではないかと考えますし、10代は多感な世代ですので、これから豊かな人生を送っていただくためにも人生の糧になると考えております。数年に一度でも構いませんので、そのようなことができるよう願っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

続いて、質問をさせていただきます。

12月、師走になり、いつになく小ぜわしい時期になりました。伊吹の山にも雪が降り、寒くなってまいりました。稲刈り、麦まきといった農作業も一段落したところでございます。

今回は2点ほど質問をさせていただきます。

1. 町道の管理について。

最近の農業は、農作業等に機械の大型化が進み、トラクターの時期になると、道路に土を落としたりして、通行車両の迷惑になっていることは大変申し訳なく思っております。ほ場から道路に上がったときは、ほうきやスコップ等で掃除を心がけていますが、数十メートルから100メートルぐらい点々と土が落ちていることもあり、本当に切りがないくらい長い距離に土が落ちております。

5ないし6月頃になりますと、「広報わのうち」で道路に土を落とさないように、いつも放送され、農業者も心苦しく感じております。でき得る限りの掃除を営農組合も心がけています。

その反面、道路の維持管理には一役買っています。例えば草刈りが一番分かりやすく、のり面の長く伸びた草をトラクターモアという機械を使って処理し、通行車両、歩行者の方々、自転車の方々を通りやすく、また見通しの悪いところは事故が起きないように、誰に言われることもなく作業をしています。大きな経費も営農組合、農業者の負担です。燃料代、機械代、人件費等、上げたら大変な額です。一方的に悪いところばかり広報するのではなく、陰で地道にできる努力をしていることを皆さんに知ってもらいたいと思います。

また、畦畔の草の中にもいろいろな害虫がおります。空中防除のときには道路のり面、水路のり面にも薬剤がかかり、夏の蚊やブイにも有効です。今の農薬は環境にも十分配慮されており、比較的安全です。農業者のよい点も町民の皆様へアピールしていただきたいと思います。町長はどのような感じを受けておられますか。

道路の維持、環境、防除体制について、また建設課長には道路（農道）における道路管理の範囲と地権者との責任の範囲を図で示してください。町道、水路（中江川、西江川、大樽川）等、基幹排水路です。それで、一般的な用悪水路についてもお願いをしたいと思います。

2番目、ハラスメントについて。

最近のパワハラ、セクハラ、モラハラとか多くのハラスメントで新聞をにぎわしています。受け手側の感じでもよくも悪くもなるそうです。感情は人それぞれですので基準も

ないようで、何にでも使えそうなハラスメントと感じています。

輪之内町の人々は温厚な方ばかりなので、あまり心配はいたしておりませんが、町長も輪之内のトップになられてまだ日が浅いので大丈夫だと思います。

私は口も悪く、自分でも注意しなくてはいけないと思っておりますが、町長さんのハラスメントに対する心構えをお聞かせください。以上です。お願いします。

○議長（小寺 強君）

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

田中議員から2点御質問をいただきました。

まず1点目、町道の管理についてお答えいたします。

農業者のよい点についてもアピールをという御質問ですが、例えば当町では水稻の出穂時期等の病虫害防除について、輪之内町植物防疫協会にお世話になっており、そのおかげで害虫等の発生が抑えられ、その結果、米の品質確保のために非常に効果があり、輪之内町産の米は一定の評価を受けているところでございます。

5月から6月にかけての農作業時の農機具等が落とす泥の件につきまして、住民の方からの苦情等により広報は流しておりますが、一方でほ場の畦畔の草刈りを行っていたことにより、有害鳥獣のすみかとなるのを抑制し、不法投棄や交通事故、犯罪の防止、景観保全等につながるなど、農業者の皆さんの活動によって良好な生活環境の保全につながっていることも事実であります。

今後は輪之内の農業を一人でも多くの方に知っていただくための広報を行うとともに、転入される方に農業者の皆さんの活動を理解してもらえるよう、周知用のチラシを作成し配付するなど、農業者と非農業者がそろって快適な日常生活を送れるよう努めてまいります。

道水路の管理区分等につきましては、後ほど建設課長から答弁をさせます。

次に2点目、ハラスメントにおける私の心構えについてお答えさせていただきます。

御案内のように、ハラスメントは相手に嫌な感情を与えるような言動や価値観を押しつける行為で、職場内では上司から部下への厳しい指導や相手をコントロールしたいという強い意図などが相手への嫌がらせのようになり、ハラスメントになり得るものでございます。

やはりこのようなことは、言うまでもございませんが、人道上決してあってはならない行為だと認識をしております。

つい先日も県において、総務部長がパワーハラスメントにより処分を受けたこと、また、愛知県東郷町、福岡県宮若市のハラスメント報道は連日のように新聞等をにぎわせており、その都度自分自身を見詰め直すだけでなく、家族や知人から戒めの言葉を常に受けているところでございます。

私自身、県職員時代、人事関係の仕事を何年かしてきた中で、ハラスメント案件も多く見てまいりましたが、議員御指摘のとおり、基本的に受けた側の捉え方次第で結論は大きく変わってくることを身をもって体験しております。

ハラスメント事案で深刻なものは、職員間の個別問題にとどまらず、組織全体を巻き込んだ訴訟等にも発展しかねず、この場合、組織や団体の活動に大きな被害と損失を与えます。また、場合によっては人権侵害、差別、偏見問題にも発展しかねないものであります。

あわせて、昨今はハラスメント事案がSNSなどで拡散することもあり、その場合町の信用や評判に悪影響が及び、行政運営や人材採用においても大きなマイナス要因となります。

改めてこうしたハラスメントをなくすにはどうすればよいか。何よりも大切なことは日頃の職員との良好な関係づくりに尽きると考えております。

今さら言うまでもございませんが、朝晩の挨拶はもとより、日中の職員への声かけなどは防止する基本であると考えております。その他、心がけとしては、密室でのやり取りを防ぐため、常に町長室のドアをオープンにし、近くにいる職員が監視する状態にしておくなど、具体的な方法を講じているところでございます。

いずれにしましても働きやすい職場環境や良好な人間関係を保つため、私のみならず関係者全員で日頃からハラスメントが起こらないよう、必要な対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小寺 強君）

建設課長 大橋勝弘君。

○建設課長（大橋勝弘君）

町道、水路等の管理の範囲について御質問にお答えをいたします。

道路管理の範囲をまず図で示してほしいということでありましたが、本来の管理区分と実情が異なっている点もありまして、なかなか図に示すことも難しいため、口頭による説明とさせていただきますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

まず本来の管理区分であります、道路及び河川や水路、こちらにつきましては法定公共物と法定外公共物に分けられます。

まず法定公共物につきましては、道路でありますと国道、県道、町道、そういったものになります。こちらにつきましては、それぞれ管轄をします道路管理者が管理主体となります。河川につきましては、揖斐川や長良川など国の管理する河川、大樽川など県が管理する河川、町が管理する河川としましては、大樽川の上流部、それから西江川、中西江川、中江川、東江川となります。

一方で、法定外公共物につきましては、田畑の中にある里道や水路ということになります。田畑の中にある里道については、当町では全て町道認定をしておりますので、法

定外公共物に分類されるものは水路のみとなります。

法定外公共物の多くは、地域の住民の日常生活に密着した道路、水路として共同で利用されてきた一種の共有財産としての性格を有するものであり、その敷地は明治初期の地租改正の際に国有財産とされました。その後、国有財産特別措置法の改正により、平成17年3月末までに各市町村に無償で譲与をされております。

法定外公共物の管理は誰が行うのか、ここにつきましても法律上の定めがないため扱いがはっきりせず、実質的な維持管理は、従来からの慣習として地域住民に任されてきた経緯があります。

本来の管理区分については述べましたとおりですが、町として草刈りを実施しておりますのは、主に中江川、中西江川と輪中提、こちらのほうを業者のほうに発注し清掃をしております。

草刈りなど日常的な管理については、本来の管理区分によることなく、各区において実施をされております江ざらい等、そういったものによって住民の皆さん、特に農業者の皆さんの努力によって維持されているのが実情であります。

公有財産の管理を町が全て行うこととした場合には、限られた財源・人員の中で他の行政サービスへの影響も出てしまうことから、良好な環境が維持されるよう、地域自治の一環として環境美化作業などに御協力をいただいているところです。以上で終わります。

(9番議員挙手)

○議長(小寺 強君)

9番 田中政治君。

○9番(田中政治君)

御答弁、なかなかよく分かりました。

ハラスメント、これについては、町長さんがおっしゃったように、あちらこちらで新聞ネタになるような大きな社会問題になっておりますが、私が議員にならせていただいて25年ですが、そのときには先輩議員からも強烈に人格を本当にどこやら飛んでいってしまうぐらいな勢いで先輩議員に徹底的にしごかれた世代でございますので、今から考えると、これは本当にハラスメントなのかというのを、ハラスメントやと、要は受けた側の感覚ですよね。それで言われると、非常に何も言えなくなってしまう。言いたいことも言えなくなってしまう。幾ら優しい言葉で言おうが何を言おうが、これはハラスメントやと、相手がそう思ったらそれだけのもの。それを言うたときに、あなた、それってハラスメントやないと言われたときに、あなたの言い方こそハラスメントじゃないですかなんて、一遍言い返したこともありますけれども、ハラスメント、ハラスメントのやり合いでは前へ進みませんわな。やっぱりハラスメントはあくまでも秩序ある考え方の中のハラスメントであって、ちょっと言葉が強かったらすぐハラスメントやとかとい

うて、先般、新聞、昨日でしたか、池田のほうでも議会のほうで議員のほうもハラスメントのことで云々ということもありましたが、記事の内容ですので分かりませんが、詳しいことは。委員長にとって代わってリーダーシップを取ったようなことをやりにかかれば、それはやっぱりハラスメントと言われても仕方がないのかなあと。うちの議員はそんな人は一人もおりませんので安心ですが、比較的結構言葉が、何でもですが、熱してくると、言葉が強くなったりするということは、これをもってしてハラスメントと言われるとお互いに言葉の売り買いなんで、大変心苦しい部分がないとは言えませんが、あまり強調し過ぎると、言いたいことの半分も相手に伝わらんし、自分の中でも言いたいことの半分も言えなかったということで、本当に本質がどこかへ半分何か行ってしまいうような気がします。これがあかんとか、ええとかいうのは個々の判断でしょうが、町長さんのおっしゃったなかなか的を射たお考え、心構えに、私も見習って、ハラスメントの田中と言われんように注意したいと思っております。

それから、今の建設課長の道路問題については、私のほうで今年も、あんたのところだけやよ、草が刈ってあらへんのかいうて、それは複数回刈っておるんですが、夏は特に早く伸びまして、ダイレクトに電話をもらったこともあります。そんなときに、何で言われなあかんのやと、これはこちらの厚意、善意の中で取り組んで、少ない人数ですけれどもフルに回してやっているということをあまり理解されていないんじゃないかなあと。

トラクターで例えば道路を歩いている、気になってしょうがない。そういうことは、もともとそれが本当でしょうが、やっぱり過度に言われると、非常に腹が立つ。非農家の方の若い衆は車が命みたいなふうで、ちかちかに磨いておみえになるので、今洗車したばかりやとどえらい勢いで若い衆に威嚇されたことも度々ありますが、そんなところで、最近では産業課から泥を落とすな、泥を落とすなと放送がかかりまして、それに拍車がかかって、もっとやれ、もっときれいにせんかい、当たり前のことですな。土建屋にしてみたら、もう一遍にやられてしまうぞと、農家だけはえらい手ぬるいなという感じで引き合いに出されてしまって、非常に困る。

やっぱりここは農村地帯ですので、時期になったら絶対に機械が通って当たり前で、その1か月ぐらいは本当に気にしては通っておるんですが、なるだけ草のあるところを踏んでいってみたいということはお互いに気をつけておる中で、やっぱりそうやって電話でも言われると、非常に何でそこまで言われなならんやと。やっぱり町長さんの答弁にあったように、農業者も自然環境には非常に気を配っておるほうだと思っております。その田畑が活かされてこそ輪之内町の自然環境が同じような住みやすいまちの一助になっていると。山の木も大切ですが、田園風景も、これまた人の心を癒やす一つのもっとだと私は勝手に思っておるんで、そういうことについても泥泥というときには、農業者も頑張っておるので、少し我慢もいただけませんか。あと、なるだけあとに

については皆さんにいい環境が保てるように努力しておりますのでというような意味合いを込めて、パンフレットをどうも作っていただけそうなので、それも期待して、安気に農業が続けられるように、ぜひともお願いしたいと思います。

それなら、パンフレットの関係だけちょっとだけ触れていただきたいんで、どんなような内容になりますか、ちょっとお願いします。

○議長（小寺 強君）

産業課長 松井和明君。

○産業課長（松井和明君）

パンフレットの内容についてでございますけど、やっぱり空中防除をやっていたいっているとか、害虫の発生の防止、やっぱりそれと環境保全と犯罪も確実に、何かもさもさのところやったらあまり見えないとかで発生しやすくなると思っておるんですけども、それも防止できるということで、何とか御理解くださいと。

それで非農家の方には、多分また苦情を言ってみえる人があると思いますので、営農さんにはちょっと注意するから何とか御理解くださいということでも、多分それでも流せと言われたら、流すしかありませんけど、そういう取組を来年も1月から早々に、転入者にチラシを入れる、それであとは従来の非農家の方等につきましても、出向いてチラシを持って説明させていただきますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

（9番議員挙手）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

御答弁はいただかなくて結構なんですけど、これ、議会が終わりましたら早速に区長会さんを開かれるということだと思っておりますが、その中で区長会の方が地域に戻られたときに、総会が多分3月、2月、3月は今度は改選期の、先ほどありましたが改選期で18か19の区長さんが替わられるか、そのまま続けられるか分かりませんが、要するに総会が開かれますので、その中でそういう一つの話の中に取り込んで、区長さんからも地域の方にそういうことの意味を少し御説明いただいて、みんなが仲よくやれるようにということで、お話の中へ入れていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（小寺 強君）

これで一般質問を終わります。

○議長（小寺 強君）

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、議会最終日は午前9時までに御参集ください。
本日は大変御苦労さまでした。

(午前11時26分 散会)

令和 5 年12月 4 日開会 第 4 回定例輪之内町議会

第 3 号会議録 第12日目

令和 5 年12月15日

○議事日程（第3号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案上程

日程第3 町長提案説明

日程第4 議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）

議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（令和5年第4回定例町議会付託事件）

日程第5 議第64号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5までの各事件

○出席議員（9名）

1番	田中実	2番	大橋慶裕
3番	林日出雄	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	教育長	長屋英人
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田内満昭
教育課長補佐	朝倉寛	福祉課長	伊藤早苗
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘
土地改良課係長	松居良志	産業課長	松井和明

住 民 課 長 岩 田 好 弘

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 島 広 美

議会事務局 西 脇 愛 美

○議長（小寺 強君）

皆さん、おはようございます。

令和5年第4回定例輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名です。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第53号及び議第56号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第53号及び議第54号についての審査報告がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第2、議案上程。

議案はお手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第3、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 朝倉和仁君。

○町長（朝倉和仁君）

おはようございます。第4回輪之内町議会定例会も最終日を迎えました。

議員各位には、これまで12日間にわたり、熱心に議案御審議等いただきました。誠にありがとうございました。

本日は、先日の議会全員協議会において、最終日に上程させていただき旨お話させていただきました条例改正1件について御説明を申し上げます。

議第64号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法の一部を改正する法律に掲げる既定の施行に伴う政令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、後ほど担当課長より説明させていただきますが、私からはその概要について御説明をいたします。

主な改正内容は3点で、1つ目は戸籍謄本等の広域交付について。2点目は、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行について。3点目は、戸籍届出書等情報の内容証明書の

交付及び閲覧についてでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）、議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

ただいま議題としました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査を付託してあります。

したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。
総務産業建設常任委員長 浅野重行君。

○総務産業建設常任委員長（浅野重行君）

皆さん、おはようございます。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年第4回定例輪之内町議会の初日において、本委員会に審査付託されました案件について、12月6日午前10時56分より協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、参事、会計管理者及び各関係課長ほか、関係職員出席の下に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について、当委員会所管分を議題とし、総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、補正額の対象となる職員はどこの課の職員かに対し、年度途中採用者2名と、新規受給認定者2名の計4名（福祉課2名、税務課1名、建設課1名）の職員で、補正額はその子供9名分に対して支給される児童手当分であるとのことでした。

コンピューターの導入は、人員削減や仕事の効率化につながっているのか、また教員の負担になっていないかに対し、OA導入により処理能力が確実に向上している。しかし、そのOA導入が人員削減という結果につながっていないのが現状である。それは各種業務が多様化しており、そのニーズに対応し切れていない現状がある。教員においては、若い先生方は比較的スムーズにパソコンの導入に対応されており、今後もDX推進に向けてIT教育が必然的に不可欠なものとして取り組んでいくとのことでした。

また、有資格者の配属についての提言があり、適材適所の前提にしながら人事配置とその処遇に努めていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について、危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、防犯カメラ設置補助金の対象がP T A連合会とのことであるが、事業の実施に当たり、P T A連合会の負担は発生するのかに対し、本事業の財源は全て国の地方創生臨時交付金で賄われるため、負担は発生しないとのことでした。設置者が自宅等へのカメラ設置に対し、補助金を申請してきた際に判別できるのかに対し、申請書には、設置するカメラの画角等を証拠書類（エビデンス）として添付する必要があり、それらの内容を吟味して判断する。また、補助金交付要綱では、補助対象を公共道路及び用地を撮影範囲とし、それ以外の個人、建物を監視する防犯カメラではないとのことと定めるように進めているとのことでした。

防犯カメラの設置費用が高額過ぎないのかに対して、積算費用にはカメラ本体のほか、ネットワーク引込み工事や、防犯カメラシステムのライセンス料が含まれている。防犯カメラ本体は、令和3年度、4年度で町が設置したカメラと同等の価格であるとのことでした。

また、議員よりカメラの機器選定に当たっては、技適マークが承認されたものとするほか、中心となる高性能のネットワーク型防犯カメラの整備のほか、SDカード式などコストの低いカメラを多数設置し、監視の穴をなくすよう対応してほしいとの提言があり、今後検討をしていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について、経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、9月までに交付を受けた普通交付税を今回の補正予算で財源として計上しているが、その残額は幾らあるのか。今後、その残額として使う予定はあるのかに対し、普通交付税の残額は2億5,954万8,000円であり、現在のところ具体的な使い道はないが、急遽予算を組まなければならない不測の事態が起きた場合には、その財源として使うことを考えているとのことでした。

職場環境の改善を目的に、3こども園に2台ずつパソコンを追加配置する予算が計上されているが、園児数が減っているにもかかわらず、パソコンの追加が必要な理由は何か。こども園の実態を見てきたのかに対し、パソコンの追加配置については、全職員を対象として実施された町長面談の際に、保育教諭の8割から9割から要望があった。なので、現況、パソコンの配置台数が各園4台ずつしかなく、書類作成の際に順番待ちが生じている状況を解消するものである。パソコンを追加配置することで、書類作成を要する待ち時間を減らし、保育教諭が子供や親と向き合う時間を確保できるようにしたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、商工振興費の財源充当変更の理由は何かに対し、7月に開

催された定例議会で承認していただいた物価高騰における産業支援金の支出見込みが予算上限まで行かないため、財源である地方創生臨時交付金を生活安全対策費へ633万円、社会福祉総務費へ215万円財源の振り替えを行ったとのことでした。

地域計画は、10年後の農地利用を明確化したものであるが、担い手については地元の営農組合しか選択できないのか、また相対の契約はできなくなるのかに対し、担い手については令和6年度の期限まで農業委員会で検討をしていく。また、相対契約については令和7年度から新規に契約はできないとのことでした。

農機具補助金について、いつ頃どのように補助金があるのか教えてほしいに対し、営農組合や認定農業者が参加する営農推進協議会にて、農機具補助金の説明を行っていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第53号について質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、審議会の委員についてどういう基準を持って選任したのかに対し、元監査委員や区長を選任させていただいたが、その選任理由としておおむね町行政をよく理解してみえるという判断により今回人選したとのことでした。

区長に偏っているようだが、労務や企業経営者等、また議員の成り手不足という観点から、若い方も選任し広く意見も聞くべきであり、職責に論点を絞って議論するべきではないかに対し、提言と受け止め、次回の審議会については各界からの人選も視野に入れ、論点を明確にしながらか審議していただく環境を整えていきたいとのことでした。

教育長の給料月額について、任期途中で給料引上げについてどのような考えに基づくものかに対し、他町村と比較して著しく低額な現在の給料月額を早期に改正したいとの思いから、このタイミングで提出した。御理解を賜りたいとのことでした。

教育長の退職金はあるのか。また報酬を引き上げた場合、人件費を比較するとどれくらいの差額かに対し、教育長の任期は3年であり、28万円の報酬額で退職金201万円ほど。52万円の報酬額で、退職金は370万円ほど。また人件費については給料月額引上げ後の差額として約560万円の増となるとのことでした。

町議会議員は、近隣町と比較して報酬が低い。議員の成り手不足は深刻な問題であり、次に新しく議員になる人たちが町長と一緒に町を盛り上げていこうという気持ちになれるようにしておかないといけないとの提言があり、報酬の少なさが議員の成り手不足につながることを避けるため、議員報酬についてはロジカルに物事を判断する資料として全国的な議員活動の統計資料等を提供しながら審議会で分析・判断していただけるよう

にするとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第56号についての質疑を終結し、討論に入り、議員の在り方、町議会議員の仕事についても今後十分な認識を持って審議いただきたいという思いを持って賛成したいという賛成討論がありました。

採決を行いました結果、全委員異議なく、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員長 大橋慶裕君。

○文教厚生常任委員長（大橋慶裕君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

令和5年第4回定例輪之内町議会の初日において、当委員会に審査付託されました案件について、12月6日午前9時半より、協議会室において全委員出席の下、執行部側より町長、教育長、参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員出席の下審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）について、当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の歳入科目は住民雑入でよいのかに対し、交付団体が一般社団法人であるため財政部局と検討の上、雑入としたとのことでした。

環境衛生費の歳出について、財源補正のみということであるが、充当できる歳出は当初予算にあるのかに対し、環境衛生費の計画策定業務委託料として、当初予算に歳出の計上をしているとのことでした。

輪之内町地球温暖化対策実行計画の内容はどのようなものなのかに対し、地球環境に優しい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐために、町、町民、事業者が、それぞれが行うべき方針を示すものであるとのことでした。

計画案はどのように策定するのかに対し、環境審議会を4回実施する予定であり、委託業者にて町の現状等の洗い出しを行い、審議会にて計画について話し合い、策定することとなりました。

審議委員はどのような構成になっているのか、また、委託先は環境に対してどのような位置づけにあるのかに対し、学識経験者3名、住民代表5名、企業2名、県1名、議員1名であり、委託先は、環境部門に力を入れているコンサル業者であるとのことでした。

策定のタイムスケジュールと完成時期はいつかに対し、令和5年6月20日から令和6年1月19日の委託期間である。3回の審議会を開催済みで、現在パブリックコメントを実施中であり、1月末までに完成予定であるとのことでした。

氏名の改正振り仮名の法制化に伴う振り仮名の記載は、各自が登録するのかに対し、町より該当者へ通知を行い、確認していただく予定であるとのことでした。

高校生バスの定期券補助者の具体的な人数は何人かに対し、10月末現在37名に対し補助しており、今後8名分を見込んであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、非課税世帯以外で困窮ぎりぎりの人も支給を受けられるのかに対し、この給付金は、非課税世帯だけでなく、非自主的退職等で収入が非課税相当まで下がった家計急変世帯も支給対象となるとのことでした。

給付を受けるには、申請行為が必要なのかに対し、非課税世帯には町から文書を発送し、必要書類の返送を依頼する予定である。家計急変世帯には、生活困窮の相談時にこの給付制度を紹介し、申請を勧奨するとのことでした。

対象世帯数を500世帯とする根拠は何かに対し、過去の給付金で取得した税情報や給付実績から算出しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終結しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。御苦労さまでした。

これから、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第53号 令和5年度輪之内町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第54号 令和5年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

日程第5、議第64号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

住民課長から議案説明を求めます。

岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

それでは、議第64号について御説明申し上げます。

議案書の1ページ目を御覧ください。

議第64号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和5年12月15日提出。輪之内町長でございます。

今回の条例の一部改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律、令和元年法律第17号附則第1条第5号に掲げる既定の施行に伴う地方公共団体の手数料の表中に関する政令の公布により、手数料を徴収する事務等を追加するため、条例の一部改正を行うものでございます。

2ページ目から5ページが改正条文でございます。改正の内容につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げます。新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、大きく3点の改正があり、改正案の別表事務の内容の欄を中心に説明させていただきます。

1点目は、1ページ(1)と4ページ(4)の戸籍謄本及び除籍の広域交付の実施、戸籍法第120条の2第1項の追加です。現在は、戸籍謄本等を取得する際は、それぞれの本籍地の市区町村で取得する必要がありますが、法改正により本籍地の市区町村以外の市区町村窓口でも戸籍謄本の交付請求が可能となります。

例としましては、出生から死亡までの戸籍謄本等が必要な場合に、依然それぞれの市区町村にて取得する必要がありましたが、今後は最寄りの市区町村にて全ての戸籍謄本が取得できるようになります。

次に2点目は、2ページ目(3)と5ページ目(6)の戸籍除籍電子証明書提供用識別符号の交付、戸籍法第120条の3第2項が新設されます。

こちらにつきましては、新たに追加された事務で、戸籍除籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍謄本や除籍謄本の提出を省略することができます。戸籍電子証明書提供用識別符号は1件につき400円。除籍電子証明書提供用識別符号は1件につき700円となります。こちらの例としましては、行政機関、例えば警察や旅券センター等に戸籍謄本等を提出する必要がある場合に、識別符号を提出すれば戸籍謄本等を省略できるようになります。

次に3点目は、6ページ(7)と7ページ(8)の戸籍届出等情報の内容証明書の交付及び閲覧、戸籍法第120条の6第1項の追加です。

現在は、戸籍の内容証明書の交付及び閲覧は法務局で行っておりますが、今後は市区町村で戸籍届出書類のデータを保管するため、町にて戸籍情報内容証明書の交付及び閲覧等の情報内容を表示したものの閲覧を行うことができます。

議案書の5ページにお戻りください。

附則にて、この条例の施行は令和6年3月1日からと定めています。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

最終日が出たということで、質問の内容が適切であるか少し分かりませんが、3点ほ

どお聞きしたいことがあります。

今回の改正というのは、改正戸籍法に関することですよね。きっと町と法務局とでデータがつながるといことで、いろんな事務が簡略化されるということだと思います。

それで、3点ほどお聞きしたいのは、まず1つは、マイナンバーに関して、マイナポータルというのがあるんですよね。今回でいくと、申請時に戸籍を省略するということができる。市町村には、出向いた方が非常に手続が簡単になるという、便利だ便利だというお話なんですけど、マイナンバーができたときに、国と町は住民の方に、マイナポータルができたなら、スマホでマイナポータルで住所変更や介護や児童手当ができますよということ、そしてそのやり取りが秘密にされておるかどうかということをやり取り履歴で確認できますよとあって、マイナンバーを推進してきたわけですよね。今回の改正戸籍法では、窓口の自治体に簡単に言うとマイナンバーを持ってこいと、持っていったら戸籍が省略できるよということ、小さな意味ではDX化がされておるんですけど、大きな意味ではDX化の波にちょっと後退しておるんじゃないかと。本来で言うと、町も国もマイナンバーのマイナポータルを推進しなけりゃならない立場やないかなあとしますので、この辺の見識をお伺いしたいということ。

それから、2点目、今説明の中であったように、窓口でできますよということ、それから今までと違って、法務局のデータが町にありますから、身分に関する説明は町でできますよという話ですよね。

地方公務員が法律で罰せられたり処分されたりする事例が全国で発生しておるんですよね、たくさん。その何割かは、職員が個人情報を漏らしたり、大切な情報をのぞき見をしたりしたことが、興味本位でのぞき見をしたことが原因で処罰されているわけですよね。3月に開始することはいいいんですけれども、これは私の理解が違っておったらいけませんけど、法務局とつながったということは、町の職員は日本全国、日本人誰でも戸籍が見られるようになってしまうと、これは個人情報を漏らすと大変な罪になるし、輪之内町役場も大変な批判を受けると思いますね。ですから、3月にできます、準備段階で今回条例改正をしますはいいいんですけれども、3月までに専門家を招いて倫理研修を私はやるべきだと思います。何か問題が起きたときに、町はちゃんと職員に倫理研修をしてやってきました。それでもこんな事態ができましたならまだ救いがありますけれども、倫理研修なしにいきなり3月1日から職員が日本全国の個人情報にさらされて扱いを間違えたりしたときには私はかなり批判が荒れると思いますので、倫理研修をされる予定があるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

3点目は、本人通知制度ですね。これちょっとお聞きしたいと思います。

現在、本人が希望すれば本人以外で戸籍を取った方があると、本人に連絡が行くという制度があるんです。この制度はどうなるかということですよね。戸籍をくださいと来ると、本人通知制度にのっって、本人が行ったら誰々さんが取りましたからよろしい

かという通知が来るんですけど、マイナンバーの番号を窓口で言った場合、さっきで言う取れるというお話ですから、これって戸籍取ったことと一緒になりますよね。意味は。これの取扱いというのはどういうふうにされるかということですよ。それに関連して、弁護士とか司法書士といういわゆる法律の専門家というのは、職務請求というのがあるんですよ。この制度というのは、職務で請求する場合は戸籍が取れるんですけどね、この場合、マイナンバーと今回の改正との整合性がどういう具合にあるかということをお聞きしたいということ。

もう一つ関連で、これはないと思いますけど、念のためにお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいのは、印鑑証明ってありますよね。印鑑証明が欲しかったら、カード持っていくと、持っていった方がどなたでも出る。その代わり、持っていった方の身元が確認できれば、どなたでも印鑑証明のカードを持ってきたら出るんですよ。マイナンバーカードは、今までは戸籍が欲しいと来たら免許証がない、ならマイナンバーカードで身分証明をして出しましょうという話になっておったと思うんですけど、今回の改正によって、他人が万が一マイナンバーカードを持ってきても印鑑証明カードと同じように委任されたという形で行政のほうは受け付けて、番号がありますからそんなら番号控えて戸籍を出しますわというようなことになるのかどうかという、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

田中議員からの4点の質問について順次お答えさせていただきます。

1点目がマイナポータルですね、マイナンバーのネットのマイナポータルで住所変更と介護ができる、現時点で住所変更につきましては届出のほうはマイナポータルでできて、転入を各市町村、転入先の市町村に行って処理をするという形でマイナポータルを活用できるようになっております。今回の戸籍法の改正では、3点あったうちの1つ、戸籍電子証明書提供用識別符号、こちらについては、マイナポータルで取得することができるということに取りあえず法律ではなっておりますが、このやり方につきましては、ちょっとまだこれ一応3月から施行になりますが、運用されるのが令和6年度末ということになっておりますので、それまでにはそのやり方について通達等、またお知らせを皆さんにしていくことになるかなあと思っております。

2点目は、個人情報に関することと認識しております。今回から戸籍がたくさん、他市町の戸籍等も見られるようになるということで、より一層の個人情報の保護には重要になってきますし、町としての倫理規則も重要になってくると思います。町としましては、毎年個人情報の保護の研修会を職員対象に行っております。ちょうど今月12月20日、来週ですね、来週個人情報保護の研修がありますので、そちらのほうで個人情報とはい

かに重要なものか、漏らしてはいけないものかというのを職員に周知徹底していきたいと思っております。

3番目の本人通知制度ですが、こちらにつきましては今回の改正に伴って出た分につきましても本人さんに通知が行くようになっております。あと、印鑑証明のほうなんですけど、今は番号、印鑑登録したカードがあれば、それが委任状代わりとしてそれを印鑑登録した以外の方でも印鑑登録が取れる状態にはなっております。なお、マイナンバーカードでも印鑑登録は取れますが、本人さんのみ、マイナンバーカードで本人として確認できる本人のみ、マイナンバーカードを持参していただければ印鑑証明書は取れることができます。

ただ、他人であればそれが委任状とは受け付けませんので、委任状はまた別に委任状がありますので、委任状がない限りは他人のマイナンバーカードを持ってこられても各種書面は発行できないことになっておりますので、よろしくをお願いします。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

1番 田中実君。

○1番（田中 実君）

大変丁寧な説明で、私も理解できました。最後にお願いしたいのが、個人情報が出たら、役場は体勢を立て直すことができるか分かりませんが、漏れた個人は体勢は立て直すことができません。大切なことですので、個人情報を大切に扱っていただくことをお願いして質問を終わらせていただきます。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

大した質問ではございませんけれども、ちょっと今まであったことの中で今回改正があったということで、ちょっとお尋ねしたいんですが、例えば今話に出ております印鑑証明でも、本人が行く場合は行っても本人が免許証提示とかいろんなことを窓口で言われながら、本人のやつがなかなか取れないということと、もしもこれ代理人、要するに家族、他人も含めてですが、自分の証明するものを持ってこいというのは、どういう内容のものを持ってこいということかということで、いつも窓口でやり取りになるんですが、例えばうちのおばあさんがデマンドバスで役場まで来て、ちょうどほかのデイサービスとかいろんなことをやっておるんですが、その間にちょっとこういうものをもらってきとくれと、今これなんて言いませんけれども、そういったときに、免許証もなけりゃ保険証、要するにカードの欄にはこれを持ってきた人には渡しますので十分にお気をつけくださいということは書いてありますが、それ以外のものについては、あれを持ってこ

いこれを持ってこいということは書いてありません。それを窓口で言いましたら、これはこういうふうにあります、それは自分たちの運用ない日でしたに、僕が見せてもらったのは。免許証がなけりや保険証、保険証でも駄目です。写真がありませんとおっしゃって、保険証も駄目、免許証も持っておらん、保険証は持っていても駄目、なら何を持ってこいというんですかとか言ったときに、2つか3つ郵便、宛名のものとか何とかかんとかとおっしゃっておったんですが、全く具体性に欠けることばかりでですね、これは住民サービスの一環でカードを持ってきた人には一定の例えば保険証であり、何らかのものを持ってくれば、また本人がその委託者に対して、私は例えば母親にこの印鑑証明を依頼しましたので、カードと一緒に持たせますと書いてきたらええのか、そういう窓口に来てからあたらこうたら言って、住民がかなりガードがきつくて、いつもやり取りが激しいんです。

その中で、どんなものがあるんですかと見せてくれと言いましたら、段ボールの厚紙みたいなものに番号が振ってあったと思ったんですが、それについていろいろこれがあるってこれがあるってこれがあるって書いてあったんですが、それはあなたたちの運用の中で、自分たちを守るためのものでしょうと。それを相手に押しつけるのはいかがなものかと。相手は承知して渡しておるのであれば、それは渡すべきであり、それを持ってきた人の証明をさらに証明を重ねるについて、写真がないものしかない人については、委任もできないのか。何のためのカードやと。いつもやり取りやるんですが、そこら辺の今回改正になって、マイナンバーとかいろんなもの便利になってきたんですが、本当に使えるのか。どうしたらそうやって渡すことができるのか。非常に私は前から不満たらたりました。それについて、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

田中議員の質問ありがとうございました。御質問のあった内容につきましては、窓口で本人確認する証明がない場合にどのように対応するかという話になってきますが、先ほど田中実議員の話にもありましたが、個人情報の観点で、うちとしては出したいのはやまやまなんですけど、どうしてもそれをしておる本人であるかどうかという確認を取らざるを得ないというのが内規ですけど、取らないといけないことになっておりますので、そちらのほうをどうしても求めざるを得ないというのが今の現状でございます。御理解いただくとしか言いようがないので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

課長のおっしゃることも立場を変えれば私もそんなような気がと思うんですが、理解をせよという前に、こういう段取りで来てもらわんと代理人の方も渡せませんよと、カードはカードでいいんですが、このカードに書いてあることをよく読んだら、私の言いたいことがよく分かると思うんです。その裏に何が書いてありますか。それを持ってきた人に渡せと書いてあるんですよ。持ってきた人に、その証明をしなさいというのは書いてないんですよ。だから、こういうことを言うんですよ。それなら、カードの裏に本人以外の方で本人でもしかりですよ。本人である証明をまずせなあかんということであれば、カードが最優先じゃないんですよ、そんなもんは。

私みたいな変なこと言う人間は、役場の中で私が取りに来れば、田中政治を知らん人はほぼいないかなあと思うんですが、誰も前のときは、ああ、田中、あのちっこいのが田中や、間違いないというて知っておる人が言ってくればそれで済みましたが、今はそんなことは通用しません。書いてあるとおりに持ってきたカードに対して、やっぱり何でそれが証明として証明が要るんですかね。そんなこと頼んでいませんよ。書いてある内容も、渡しますから大事に保管してくださいよと、紛失したら速やかに届けるなり、それは自己責任でしょう。そこまで役場の職員の皆さんに負担をかけていますか。そして、証明するものがない、免許証もない、保険証では駄目、なら何を持ってきたらいいんですか。御理解御理解はいいんですが、理解できませんよ、そういう言い方は。

だから、いつもそういう言い方で窓口では私はもめるんですよ。証明をできないものしかない人にどうやって、あつらえたらあかんですか。カードもあるんですよ。カードはあり、免許証はないで、顔写真は載っていません。保険証でも駄目、なら何を持ってきたらいいんですかね。そういうこともきちんと明記したものをやっぱりカードの裏には書くべきでしょう。何もない人はこんだけのものを持ってこいと、最低限。そして、本人の委任状なりなんなりもさらに添付してこいと、そこまで書いてあれば文句言いませんよ。何も書いていないんですよ、あの裏、読まれたことありますか。何やったらここで読んでもらっても結構ですよ。そういう書き方、書きぶりをしておいて、そのとおりに持っていったら駄目ですよなんていうのは、そもそもそこから間違っているんじゃないですか。カードの信頼性という、本人の証明するものがないと、渡せないということについての何も書きぶりがありません、一言も。これについて私は駄目やということをおっしゃるんですよ。答弁をお願いします。

○議長（小寺 強君）

住民課長、岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

田中議員質問ありがとうございます。

印鑑証明に関わらず、住民票、戸籍謄本を取る際は、本人の来られた方の身分証明を確認するのは現状でございます。先ほど保険証では駄目やという話でしたが、うちのほ

う顔写真がなくても2点確認ということで、2点、保険証、例えば介護保険証、健康保険証と介護保険証を持ってきてもらえば2点になりますので、そちらで。また福祉医療を持ってきてもらえれば、福祉医療も町が発行している公の機関が発行しているものであれば、それで2点確認ということで、本人であるという確認をさせていただいております。また、町の中に職員の中で知っている方がいれば、その方で身元確認ということでやらせてもらっております。

今、田中議員がおっしゃられたそういうことがどこにも書いていないという話は、たしかに書いていないのは事実でございますので、今後、広報等でそういう場合、窓口に来られる場合は、来られる方の身分確認証が必要となりますので御注意くださいという注意喚起、御案内を丁寧にしていきたいと考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 田中政治君。

○9番（田中政治君）

前を向いたお話、答弁でありがたいんですが、私が言いたいのはそのことも含めてですけれども、カードの裏に記載してあることの中身について、そのカードの裏を見ればどうということが書いてあって、これを履行するにはどうやったらええんやということが全てそのカードの裏書きのところに明記していないと、広報で通知するよりもカードに書いてもらわんと、書いてあればここに書いてあるでしょうというふうに、広報を聞かな分たらん、何なら分たらん、そうやなくて、やっぱりそのカードそのもののその重さというのをやっぱりきちっと明記しながら、それで本人が来られない場合はやっぱりそれなりのものを添付しなあかんよということも、カードに全て、そのカードを見ることによって分かるようにしないと、その周知はどのような形で周知されるか分かりませんが、いろんな広報媒体を使ってやられると思うんですが、それを全ての方が見るとは限りません。

「広報わのうち」も朝やっております。朝、昼はやっておるかな、朝はよく聞くようにしておるんですが、それについても聞く人も聞かん人もおる。仕事に行ってしまうと聞くチャンスのない人もおる。全て町報の隅から隅まで読む人も見えると思うんですが、見ない人がほとんどですわ。何でかといったら、えらい中に広告物が多いとか言って、非常にいろんな意味で、それはそれが情報であるという一つのアリバイみたいなものでいいんですが、やはりカード、カードのその裏に書いてあることがやっぱり全て分かりやすいのではないかというふうに私は思いますので、新規に発行される、もしくはそういう新しいやつが欲しい方については、番号が新しくなるのが嫌いな人がおるんです、カード番号が。やっぱりそういうことについても、替えられるときには新しいカードの中にはその旨の明記が、小さい字でもいいので書いてあることが大事ではないかなあ。

この話は大分前からやって、前の前の岩田課長の前の課長にも、その前の課長にも、幾度、窓口に行くといつもこんなことを言ってぐだぐだぐだ言って言って大きな声を張り上げてやっておるんですが、やっただけで、ああ、田中のうるさいやつが来ただけで終わってしまって、ちっとも改善されたことがない。だから、そういうことについても、これは、私はたまたま議員やらせてもらっておるのでちょっと態度を大きく言いますけれども、やはり普通の町民の方ではそこまで言える方は一人もいないと思うんです。駄目やと思ったら帰らなあかん。帰っていったらあしたやなけな駄目。あした欲しいやつを今日取りに来ておるのに、家族の方に取りに来てもらっておっても、そのあしたに間に合わない場合、あなたたちどういう責任取りますか。それを私いつも言うんです。あした欲しいから今来ておるんや、欲しい人が今来られないから、代わりに来ておるの。あした来い、あした来いでは駄目ですよ。だから、厳しい言葉で発しておるわけで、その証明が、印鑑証明なんて、かなりいろんな重要書類には添付が必要です。そういうものについて、そういうあした来い、あした来いの話はもう駄目や、それならきちっと書いたものをそうやって提案、提示ができるように、周知徹底ができるように。本当にいいのは、全国のカードを全部回収して、新しいカードで番号そのまま再発行していただくのが一番結構だと思うんですが、古いままでも私も使っております。そういう中で、そういう問題に私は非常に憤慨しておったということでもありますので、ぜひこういう機会に、いいこと悪いこととは言いません、悪いことは言いませんが、提案に対して受け止め方としてそれは考えていただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 強君）

住民課長 岩田好弘君。

○住民課長（岩田好弘君）

田中議員の御提案ありがとうございます。じゃあ、そうですね、早速、まずは印鑑登録カード、ケースに入っておりますので、もう既に裏面は出来上がっておりますので、そこに紙を1枚入れて、そういう注意喚起とかお知らせをして、これから発行する分につきましては、そのように対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから、議第64号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第64号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第64号 輪之内町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全部終了しました。

令和5年第4回定例輪之内町議会を閉会します。

12日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。大変御苦労さまでした。

(午前9時54分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年12月15日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 田中 実

署名議員 浅野 進